

茨木市地球温暖化対策実行計画

骨子素案

平成23年11月

目 次

第 1 章 地球温暖化対策実行計画とは	1
1-1 背景・目的	1
1-1-1 背景.....	1
1-1-2 目的.....	5
1-2 位置付け	6
1-3 計画期間と目標年	7
1-4 対象	8
1-4-1 対象とする地域.....	8
1-4-2 対象とする主体.....	8
1-4-3 対象とする分野.....	8
1-4-4 対象とする温室効果ガス	8
第 2 章 地球温暖化に関する本市の地域特性	9
2-1 地域特性	9
2-1-1 地域特性概要	9
2-1-2 自然特性.....	10
2-1-3 社会・経済特性.....	13
2-2 現況推計	26
2-2-1 推計概要.....	26
2-2-2 推計結果.....	27
第 3 章 地球温暖化対策に関する本市の目標と方針	36
3-1 目標について.....	36
3-1-1 目標の検討方法.....	36
3-1-2 将来推計（BaU）結果.....	37
3-1-3 目標設定の考え方および目標値	39
3-2 地球温暖化対策に関する方針について	40
3-2-1 基本方針についての考え方.....	40
3-2-2 本市の地球温暖化対策を考える上での原則	41
第 4 章 本市で展開する地球温暖化対策	42
4-1 施策及び取組.....	42
4-2 当面重点的に取り組むこと	44
第 5 章 推進方策	48
5-1 推進のための仕組み ～市民・事業者との連携体制～	48
5-2 進行管理について	49

第1章 地球温暖化対策実行計画とは

1-1 背景・目的

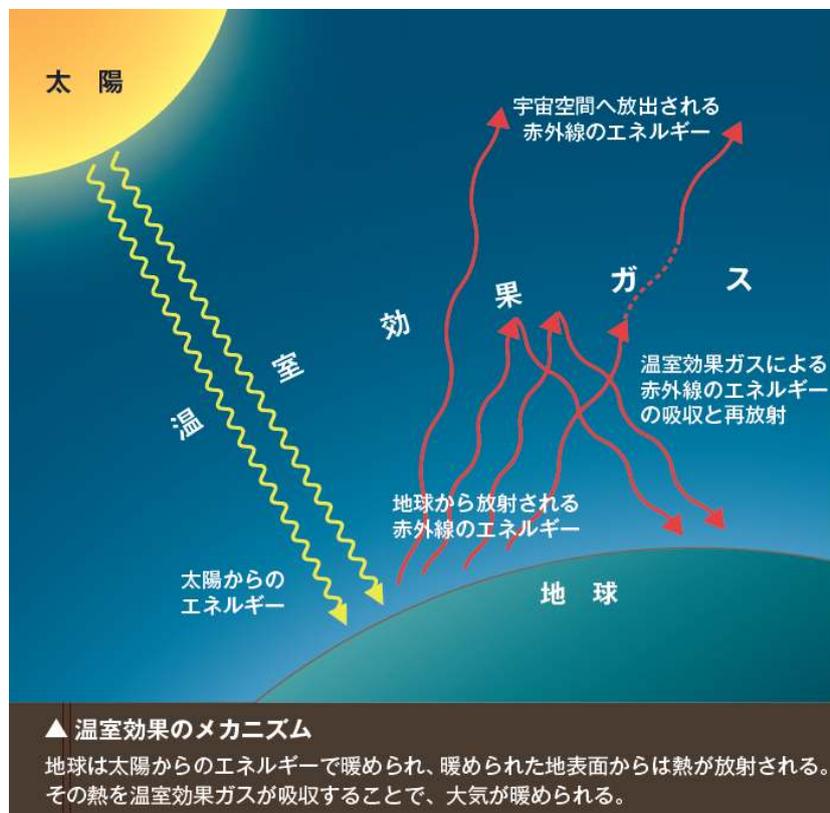
1-1-1 背景

①地球温暖化の仕組みと影響

現在、地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス 19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

図 温暖化の仕組み



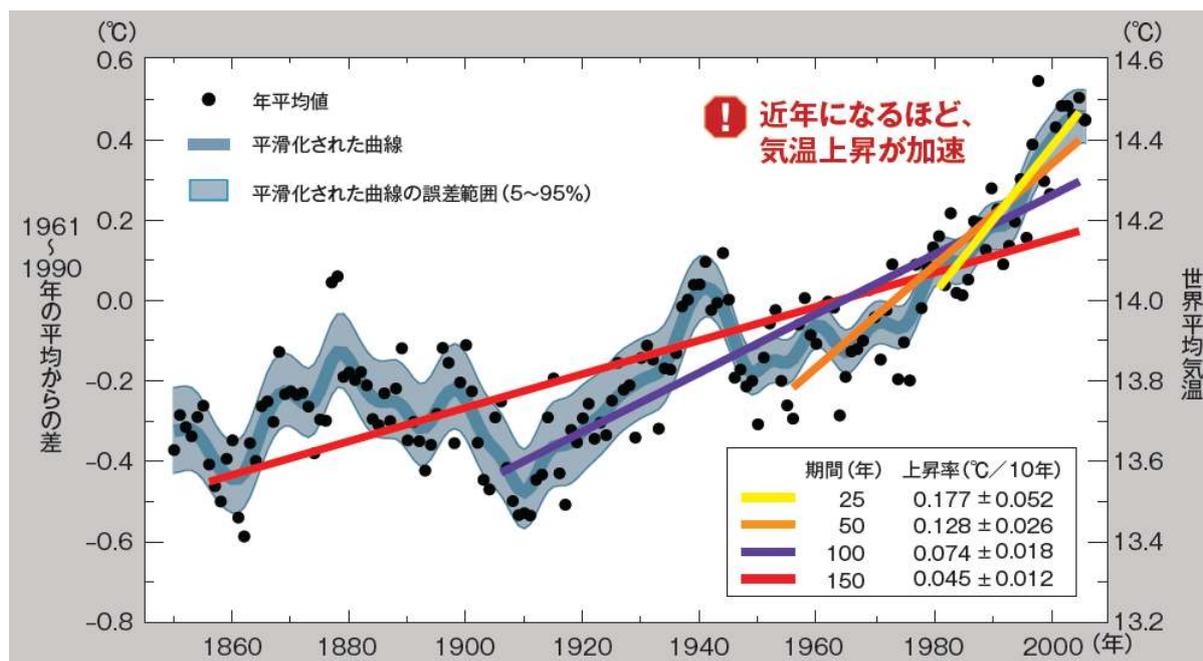
出典：STOP THE 温暖化 2008（環境省）

②地球温暖化の進行

1858～2008年の傾向では、地球の平均気温は約 0.64℃上昇しました。また、過去 50年間の傾向で見ると、10年当たり約 0.13℃の上昇であり、過去 150年の傾向の 3倍近くになっています。特に、過去 50年の気温上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられています。

今後、温室効果ガス濃度の上昇により、2100年の気温は 1990年からさらに上昇すると予測されています。2007年に発表された IPCC 第 4 次評価報告書によると、世界の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも、平均 1.8 度（予測の幅は 1.1～2.9 度）上昇し、最も多い場合では 4.0 度（予測の幅は 2.4～6.4 度）上昇すると予測されています。

図 世界の年平均気温年差の推移



出典：STOP THE 温暖化 2008（環境省）

③地球温暖化防止に関する国際動向

1992年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。1997年には、第3回締約国会議（COP3：通称「地球温暖化防止京都会議」）が開催され、京都議定書が採択されました。

我が国については、温室効果ガスの総排出量を第一約束期間（2008年から2012年）に、基準年である1990年レベル（ただし、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）および六フッ化硫黄（SF6）については1995年）から6%削減するとの目標が定められました。

2010年11月から12月にメキシコ・カンクンで開催された第16回締約国会議（COP16）では、2013年以降の京都議定書次期枠組み構築に向けた交渉を進展させるため、その骨格に関する「政治合意」を採択する努力がなされました。完全な形での合意採択とはならなかったものの今後の国際交渉に弾みをつける「コペンハーゲン合意」が出来上がりました。

④地球温暖化防止に関する国内動向

国際的な動きを受けて、我が国では地球温暖化対策推進法が1998年10月に公布され、1999年4月に施行されました。また、京都議定書の発効を受けて、2005年4月に、京都議定書目標達成計画が定められました。2006年4月には、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度が施行されました。これは、事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定し、PDCAサイクルに基づいた自主的な取り組みを促進することを目的とし、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して排出量の算定と報告を義務付け、国がこの報告に基づき、事業所別、業種別、都道府県別に排出量を集計し、公表するものです。この他、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正など、各種の国内対策も随時進められています。

また、2008年6月の地球温暖化対策推進法の改正により、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。

さらに、国際社会に対して「世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半減させる」ことを提案している日本の責任として、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）において、2050 年までに現状から 60～80%削減するという目標を定めています。その後、政府はすべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 25%削減することを目指すことを表明しました。

表 地球温暖化に関する国内外の動向

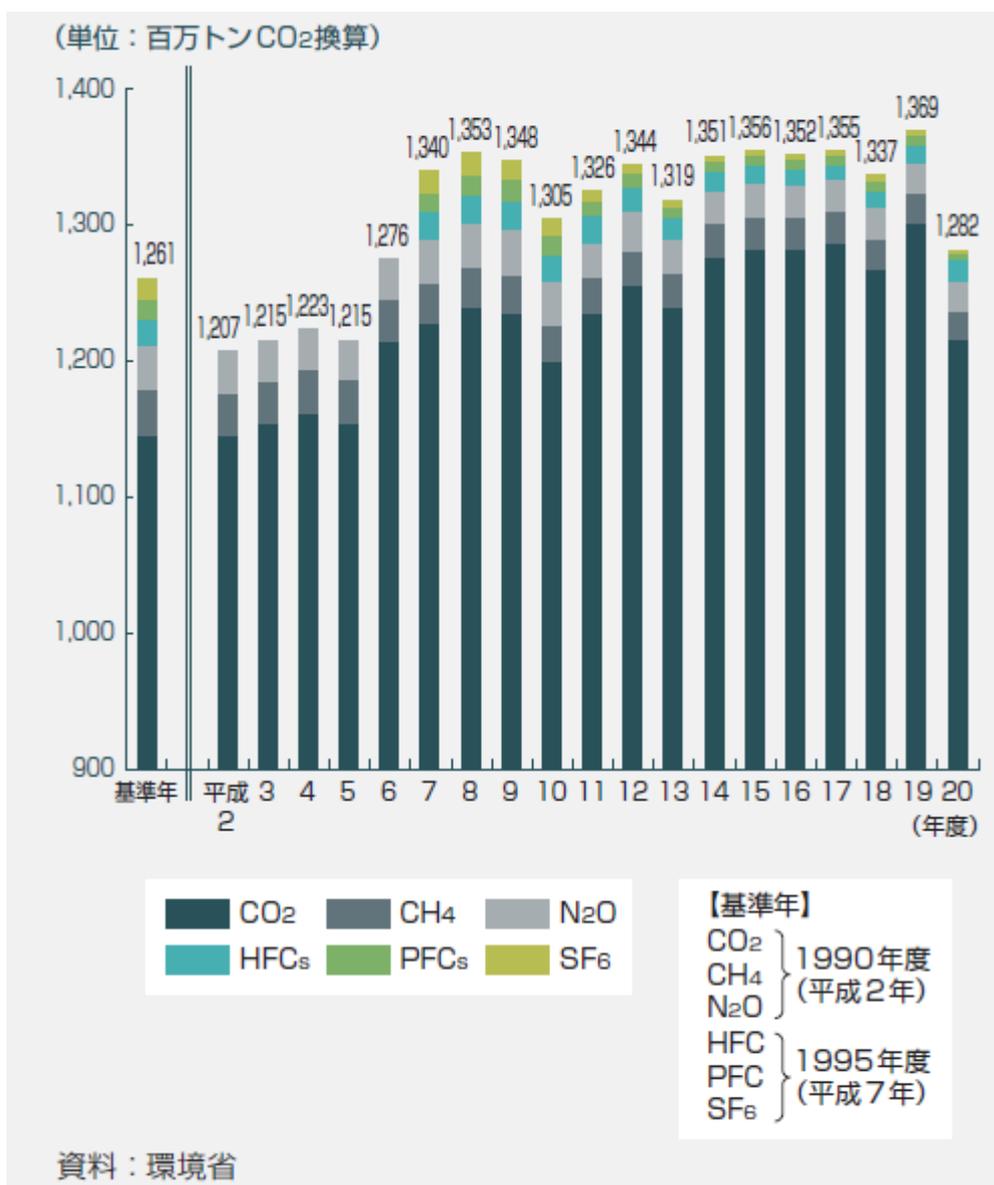
年	国内の動向	海外の動向
1990	地球温暖化防止行動計画 策定	
1992		気候変動に関する国際連合枠組条約 締結
1994		気候変動に関する国際連合枠組条約 発効
1997		COP3 開催 → 京都議定書 採択
1998	地球温暖化対策推進大綱 策定	COP4 開催 → ブエノスアイレス行動計画 採択
1999	省エネ法 改正 地球温暖化対策推進法 施行 地球温暖化対策に関する基本方針 策定	
2001		COP6 開催 → ボン合意 COP7 開催 → マラケシュ合意
2002	地球温暖化対策推進大綱 見直し	
2005		京都議定書 発効
2006	省エネ法 改正 地球温暖化対策推進法 施行 →温室効果ガスの算定・報告・公表制度 導入	
2008	地球温暖化対策推進法 施行 →地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス 排出量算定・報告・公表制度の対象拡大	
2009		COP15 開催 → コペンハーゲン合意に留意
2010		COP16 開催 → コペンハーゲン合意

⑤日本の温室効果ガス排出実態

京都議定書において、日本は第一約束期間（2008年～2012年）に基準年（1990年、HFCs・PFCs・SF₆については1995年）から6%の削減を約束していますが、2008年度の温室効果ガス排出量は12億8,200万トンであり、1990年からは1.6%増となっています。

日本は、世界全体の二酸化炭素排出量の約4.2%を排出しており、国別では、中国、米国、ロシア、インドに次いで世界で5番目に多く二酸化炭素を排出しています。

図 日本の温室効果ガス排出量の推移



出典：平成22年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

⑥日本における地球温暖化対策の課題

IPCCの第1次評価報告書では、将来の大気中の二酸化炭素濃度の濃度をせめて現在のレベルに抑えるには、今すぐに人間が出す二酸化炭素の量を50～70%減らさなければならないと警告しています。このためには市民のライフスタイルを含む社会経済構造を抜本的に変えていかなければなりません。その場合、行政や企業だけでなく、市民参画と協力が不可欠になります。

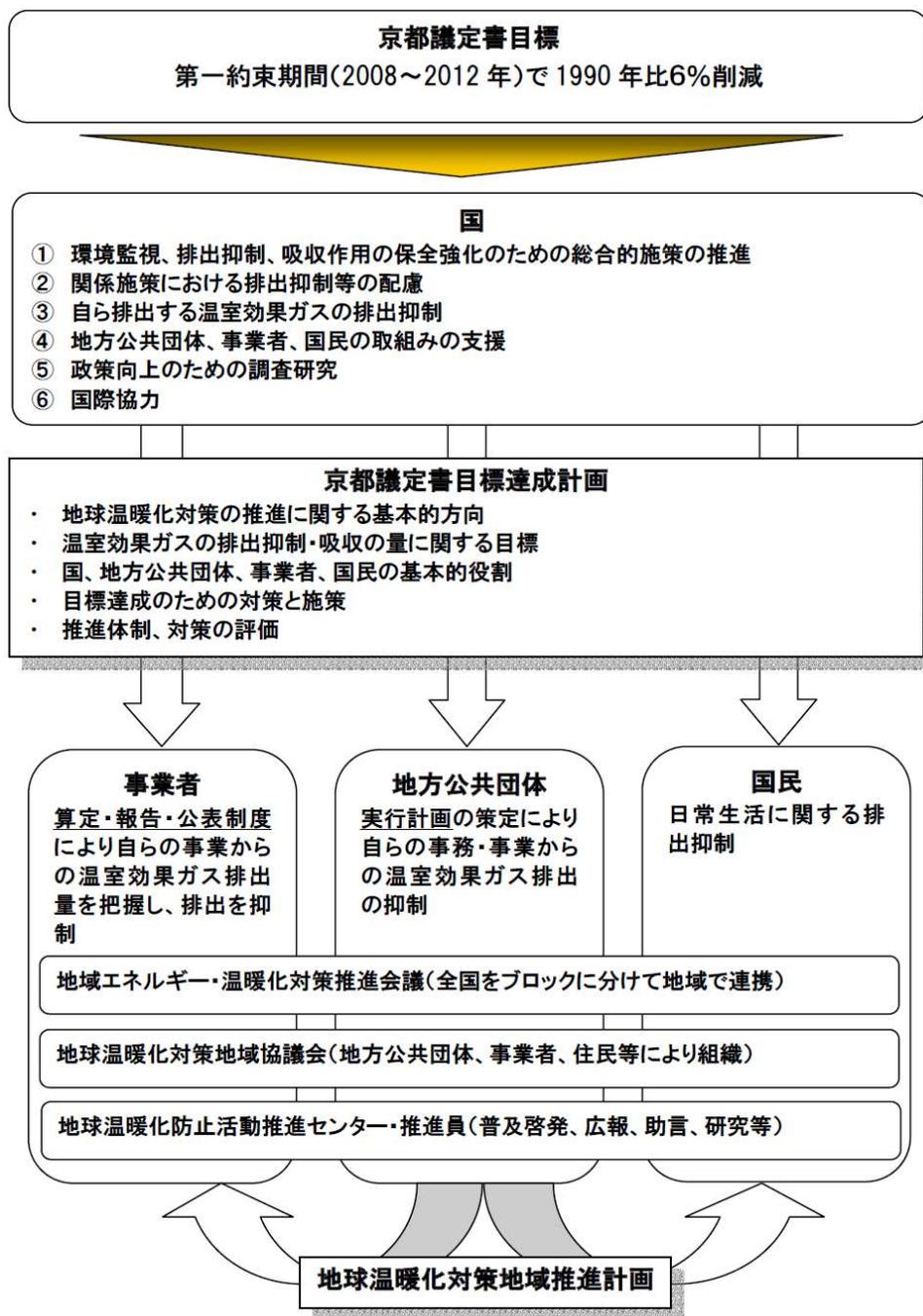
1-1-2 目的

「茨木市地球温暖化対策実行計画（以下、本計画）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策）として策定します。

本市における市民・事業者・行政など、市内のあらゆる主体が率先して、地域の特性を踏まえた温室効果ガス削減を総合的かつ計画的に実施するため策定するものであり、取り組みを行う各主体共通の指針となるものです。

【参考】地球温暖化対策の基本的な方針を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」においては、地方公共団体の責務として、新実行計画（区域施策）の策定を定めています。

図 地球温暖化対策推進法の構造と各主体の役割



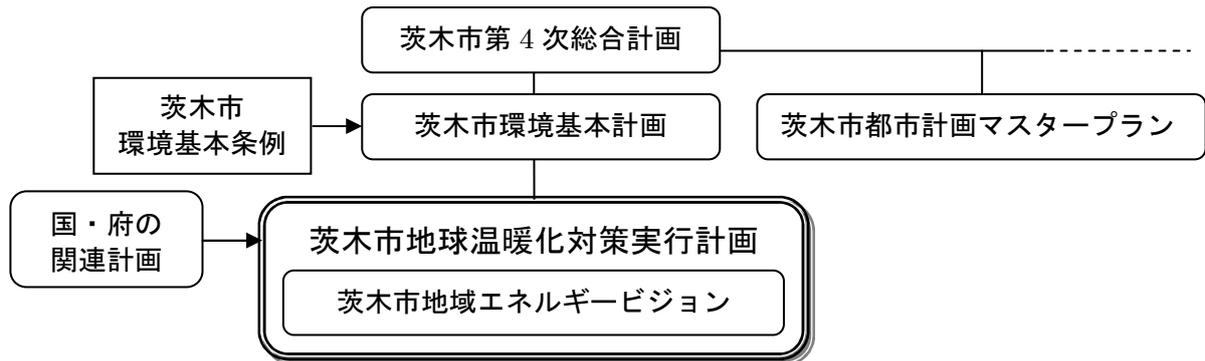
出典：地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン 第3版（環境省）

1-2 位置付け

本計画は、本市における地球温暖化対策に関する総合的な指針を示す計画です。「環境基本条例（2003年4月施行）」の基本理念に基づき、「第4次総合計画（2005年3月策定）」「環境基本計画（2004年3月策定）」を上位計画とし、また「茨木市地域エネルギービジョン（2011年2月策定）」において示された新エネルギー活用および省エネルギー推進に関する施策の基本的な考え方を引き継ぎます。

また、国や府の関連計画等と連携を図ります。

図 本市の計画等の体系の中での位置付け



【参考】茨木市環境基本計画（目標年度：2015年度）

茨木市環境基本計画の中で、本計画に深く関連がある重点施策として、「地球温暖化対策の推進」、「環境に関する教育・学習の推進」、「市民・事業者の取り組み支援」が掲げられています。

◆地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化に関する啓発
- 「エコオフィスプランいばらき」の推進
- 施策・事業実施における地球温暖化対策への貢献
- 地球温暖化に関する情報収集活動の充実

◆環境に関する教育・学習の推進

- 環境配慮行動に関する啓発活動の推進
- 環境教育の推進と支援
- 環境意識啓発用教材の作成

◆市民・事業者の取り組み支援

- 市民活動の促進
- 事業者の環境活動への支援

【参考】茨木市地域エネルギービジョン（目標年度：2020年度）

2010年度に策定された茨木市地域エネルギービジョンの中で、基本方針として以下の4つが掲げられています。

- ◆市民・事業者・市の連携による推進
- ◆低炭素スタイルへの転換
- ◆地域特性を活かした新エネルギーの導入促進
- ◆人と環境にやさしいまちづくりの展開

1-3 計画期間と目標年

本計画の期間は、2012年度から2020年度までとします。なお、基準年は京都議定書第一約束期間の基準年である1990年度とし、目標年度については、2050年度を展望した計画とすることから、中期目標年および長期目標年を以下のように設定します。

○基準年：1990年度

京都議定書第一約束期間の基準年

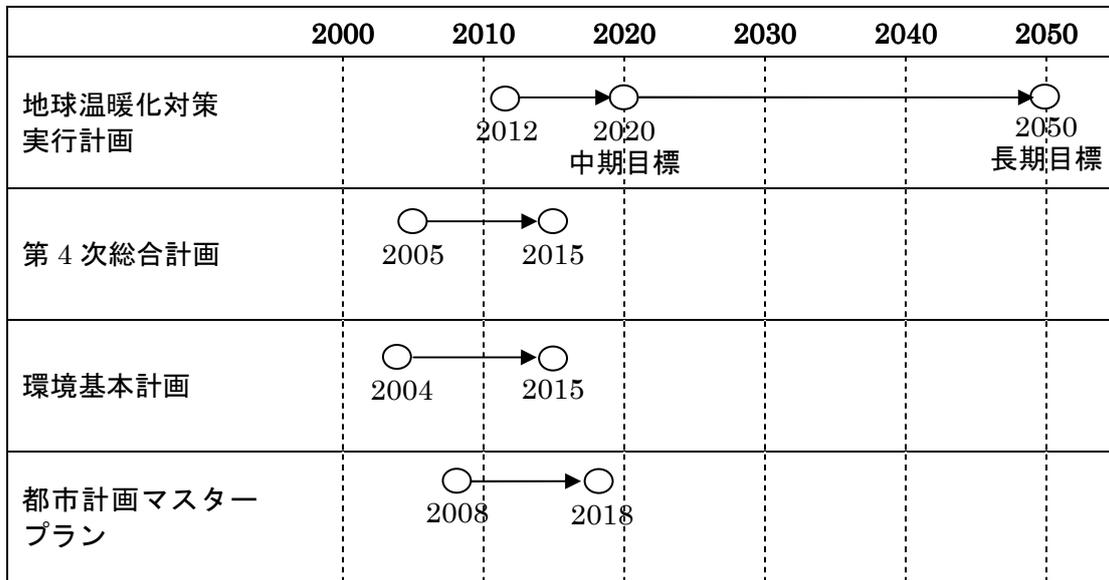
○目標年：中期目標年「2020年度」

国際的に検討されています、地球温暖化対策の中期目標年である2020年度とします。

長期目標年「2050年度」

国の「低炭素社会づくり行動計画」における長期目標と同じ2050年度を展望します。

図 本市における関連計画の計画期間



1-4 対象

1-4-1 対象とする地域

本計画は、市域全体を対象範囲とします。

1-4-2 対象とする主体

本市にかかわる全ての市民、事業者、市をはじめとするあらゆる主体を対象とします。また、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市民、事業者、行政は、各々の役割を担うとともに協働することで具体的な取り組みを進めることとします。

1-4-3 対象とする分野

対象とする部門は下記の通りです。

部門	対象
産業部門	電力、都市ガス、LPG、農林業・建設業・工業・製造業におけるその他のエネルギー使用
民生業務部門	電力、都市ガス、灯油、A重油、LPG、病院から発生する笑気ガス、その他燃料の燃焼
民生家庭部門	電力、都市ガス、灯油、LPG、その他燃料の燃焼
運輸部門	自動車旅客、自動車貨物、鉄道それぞれにおけるガソリン、軽油、LPG、カーエアコン使用
廃棄物部門	清掃工場、し尿処理場、下水処理場それぞれにおける電力、灯油、軽油、重油、コークス
農業部門	水田、家畜の飼養、家畜の排泄物、肥料の使用
その他（吸収）	森林

1-4-4 対象とする温室効果ガス

京都議定書で削減の対象とされている温室効果ガスである、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）の6種類を対象とします。CH₄、HFC、PFCsの代替フロンガス等3ガスについては、冷蔵庫、エアコン及びカーエアコンの使用に伴う漏洩のみを対象とします。

表 温室効果ガス（6ガス）

ガス種	主な発生源	性質
二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門などにおける化石燃料の燃焼に伴うものが、全体の9割以上を占め、6種類の温室効果ガスの中で、温暖化への影響が最も大きい。	気体は、炭酸ガスともいう。無色、無臭で助燃性はない。地球大気の平均濃度は、約0.03%。
メタン（CH ₄ ）	二酸化炭素の21倍の温室効果を持つ気体。化石燃料の不完全燃焼、稲作や家畜の反すうから排出する。	無色、無臭で可燃性。天然ガスの主成分。
一酸化二窒素（N ₂ O）	二酸化炭素の310倍の温室効果を持つ気体。化石燃料の燃焼や化学反応、窒素肥料などから排出する。	無色の気体。常温で安定、麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアコン、冷蔵庫などの冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤などに使用されており、使用時の漏洩、廃棄時に排出する。	化学的に安定な気体、不燃性。塩素を含まず、オゾン層を破壊する性質はないが、温室効果は高い。
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体などの製造過程や電子部品の洗浄液、不活性液体として使用中などに排出される。	浸透性が大。化学的に不活性なので大気中に長期間留まる。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等の製造用に使用される。使用の過程及び変電設備等から廃棄時に排出する。	無色無臭の気体。化学的に安定で高耐熱性、不燃性、非腐食性にすぐれ、フロンよりも優れた電気絶縁性をもつ。

第2章 地球温暖化に関する本市の地域特性

2-1 地域特性

2-1-1 地域特性概要

本市の地域特性は、下記の通りです。

表 地域特性のまとめ

自然特性	
位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部に位置し、京都府亀岡市、高槻市、摂津市、吹田市、箕面市、豊能郡豊能町と接しています ・市域の北半分は丹波高原の老の坂山地の麓の丘陵地、市域の南半分は三島平野が広がっています
気象	<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかな瀬戸内海気候区であり、平均風速は 1.8m/s と弱い傾向を示しています ・平均気温は直近 30 年間で 2℃以上上昇しています
社会・経済特性	
人口と世帯数	<ul style="list-style-type: none"> ・人口および世帯数が増加しています ・15歳未満人口が減り、65歳以上人口が増加しています ・単身世帯や夫婦のみ世帯など、世帯人数の少ない世帯が増加しています
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、従業者数ともに 1996 年をピークに減少しています ・2003 年から 2007 年では、10 人以下の中小企業が減少しましたが 2008 年はやや増加しました ・第 3 次産業が非常に高い割合ですが、1996 年以降は減少傾向にあります ・製造品出荷額は 2005 年をピークに 6,000 億円程度で推移していましたが、2008 年はやや減少しました
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールがそれぞれ運行しており、ここ 5 年は 2006 年のモノレール延伸以外では、利用者数は安定しています ・バス路線は、阪急バス、近鉄バス、京阪バスの 3 社が運行しており、利用者数は全体的に微減傾向です ・自動車保有台数は、平成 2 年時点では 10 万台程度ですが、直近 5 年では 12 万台を超えています
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・2008 年現在で森林が全体の 38%、次に宅地が全体の 27%を占めています ・耕地面積は 30%程度、農家戸数も 25%以上減少しています（1990 年比） ・市街化区域が 43%であり、またその中の用途地域では準住居地域・近隣商業地域・準工業地域など混在型の用途地域の合計が 10%未満であるなど、市域の用途区分が明確でありコンパクトなまちづくりとなっています ・森林は、天然林率（アカマツが主）が 72%、人工林率が 20%程度であり、森林ボランティアによる森林整備が実施されています
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・新築着工床面積は、2005 年をピークに減少していましたが、2008 年は大きく増加しました ・建て方別世帯数分類では、持ち家、借家ともに増加しています ・構造別住宅着工数は、木造が減少し、防火木造、鉄骨造、鉄筋・鉄骨コンクリート造が増加しています

2-1-2 自然特性

(1) 位置・地勢

本市は、淀川北の大阪府北部に位置し、北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に接しています。北半分は丹波高原の老の坂山地の麓で、南半分には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっています。

南北 17.05 km、東西 10.07km、面積 76.52km² の、南北に長く東西に短い形で、北から南に向かって安威川・佐保川・茨木川が流れています。

図 本市の市域図



出典：茨木市観光協会みどころマップより作成

表 本市が導入している新エネルギー・省エネルギー等設備一覧表

施設名	竣工年月	設置設備			
		新エネルギー		省エネルギー等	
五十鈴市民プール	S58.11	太陽熱利用	472.5㎡		
中央図書館	H3.12			蓄熱空調	
西河原市民プール	H5.6	コジェネレーションシステム	288kW	蓄熱空調	
障害福祉センターハートフル	H8.3			蓄熱空調	
環境衛生センター	H8	廃棄物発電	10,000kW		
老人福祉センター沢池荘	H9.2	太陽熱利用	79.4㎡		
		コジェネレーションシステム	36kW		
市庁舎南館	H9.4			蓄熱空調	
				雨水利用	140㊦
下徳積分署	H10.9			蓄熱空調	
水尾コミュニティセンター	H11.2			雨水利用	1㎡
男女共生センターローズWAM	H11.12			蓄熱空調	
郡コミュニティセンター	H12.6			雨水利用	1㎡
西河原コミュニティセンター	H12.7			雨水利用	1.5㎡
保育所（18施設）【空調増設】	H14.7			蓄熱空調	
福祉文化会館【空調改修】	H14.8			蓄熱空調	
畑田コミュニティセンター	H14.10	太陽光発電	4kW	雨水利用	1㎡
東市民体育館	H14.12	太陽光発電	20kW	蓄熱空調	
				雨水利用	140㎡
安威公民館	H15.9	太陽光発電	5kW	蓄熱空調	
				雨水利用	2㎡
老人福祉センター南茨木荘	H16.1	太陽光発電	12kW	雨水利用	25㎡
		コジェネレーションシステム	19.6kW		
彩都西小学校	H16.3	太陽光発電	10kW		
生涯学習センター	H16.9	太陽光発電	20kW	蓄熱空調	
				雨水利用	120㎡
豊川コミュニティセンター	H18.3	太陽光発電	5kW	雨水利用	1㎡
彩都西中学校	H20.3	太陽光発電	10kW	雨水利用	49.5㎡
合同庁舎【空調改修】	H20.12			蓄熱空調	
下井分署【改修】	H20.12	太陽光発電	5kW		
南市民体育館	H22.3	太陽光発電	20kW	雨水利用	53㎡
		太陽光発電	10kW		
		太陽光発電	10kW		
		太陽光発電	10kW		

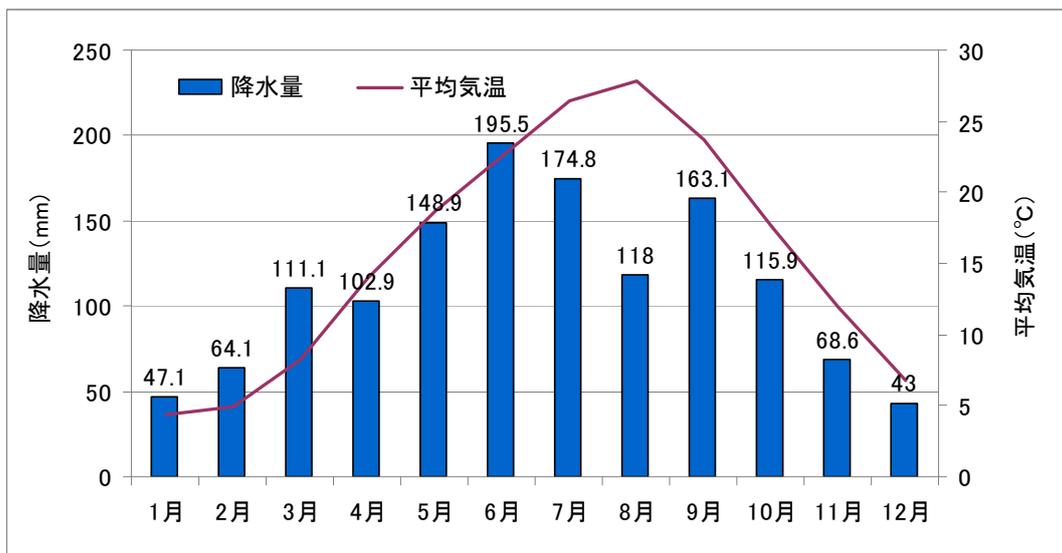
※現在、コジェネレーションシステムは2008年1月29日の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令により、新エネルギーの対象から除外されています。

(2) 気象

本市の気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖であり、市の中心部における平年の平均気温は16.8℃で、山地部においては13℃前後とやや冷涼性を帯びています。

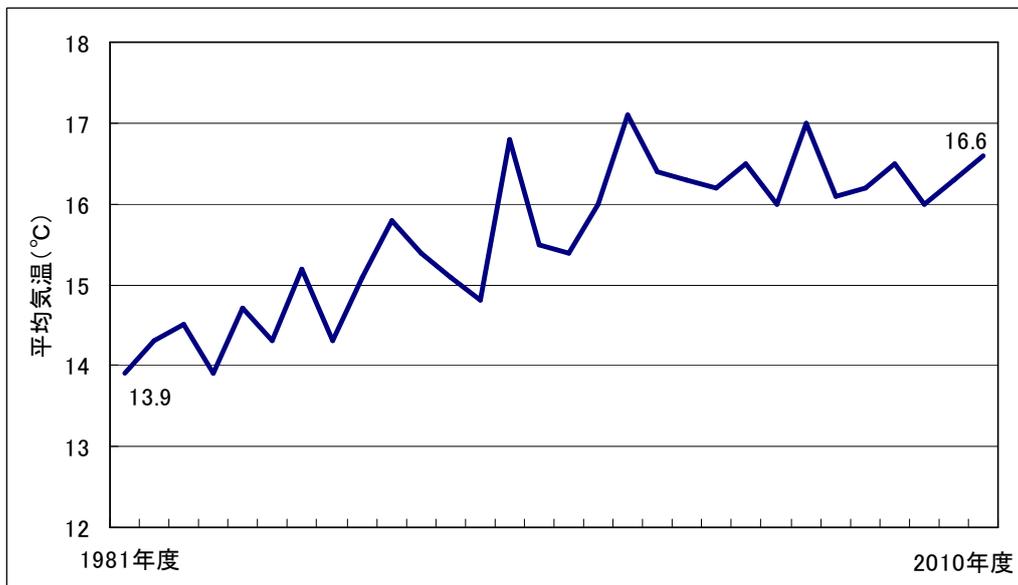
平均風速は1.8m/sで大阪観測所（大阪府中央区大阪城）の2.6m/sよりも低く、日照時間は1909.5時間/年と大阪観測所（1996.4時間）よりも短くなっています。平均気温は1981年から2010年の約30年間で、2℃以上上がっています。

図 本市の降水量と平均気温



出典：気象庁 気象データ（枚方観測所）統計期間は1981年～2010年

図 本市の平均気温



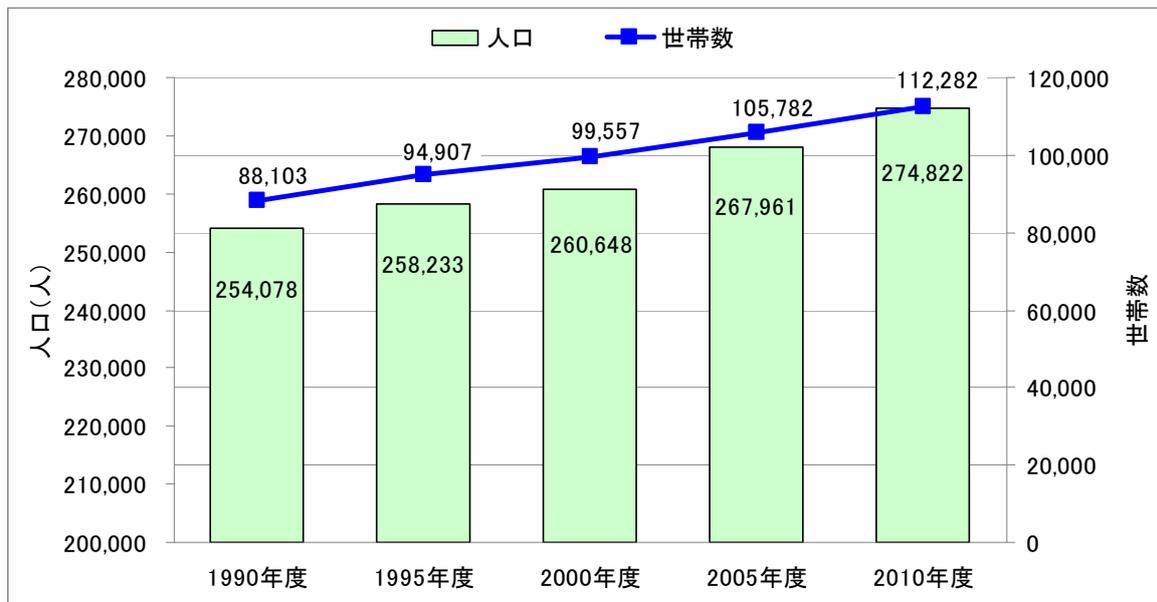
出典：気象庁 気象データ（枚方観測所）統計期間は1981年～2010年

2-1-3 社会・経済特性

(1) 人口と世帯数

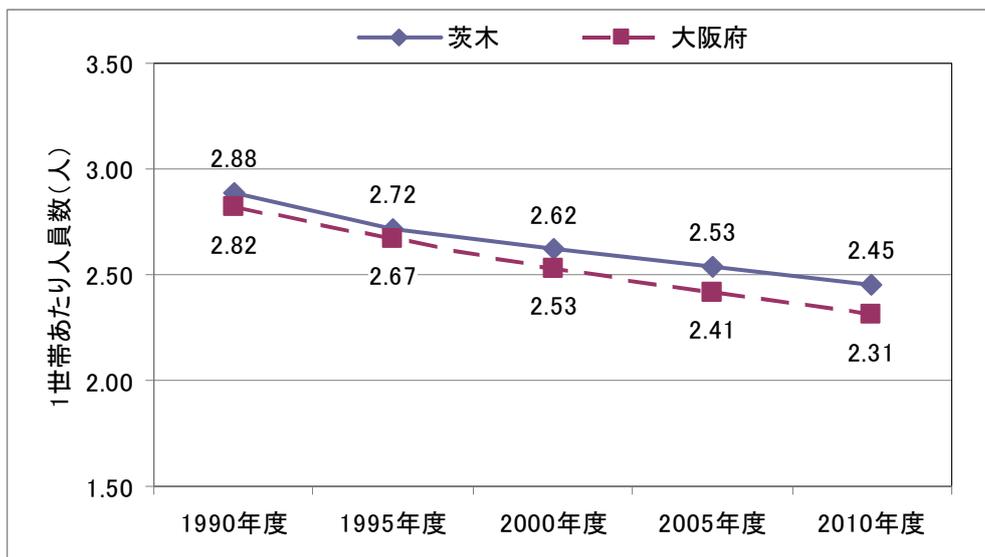
本市の人口は274,832人、世帯数は112,186世帯です（2010年10月時点）。人口、世帯数ともに増加を続けていますが、世帯数の増加が人口の増加よりも急激に進んでいるため、1世帯あたり人員数は、1990年に2.88人だったものが、2010年には2.45人と減少しています。本市と大阪府全体の1世帯あたり人員数を比較した場合、本市は大阪府全体より多い傾向を示します。

図 人口と世帯数



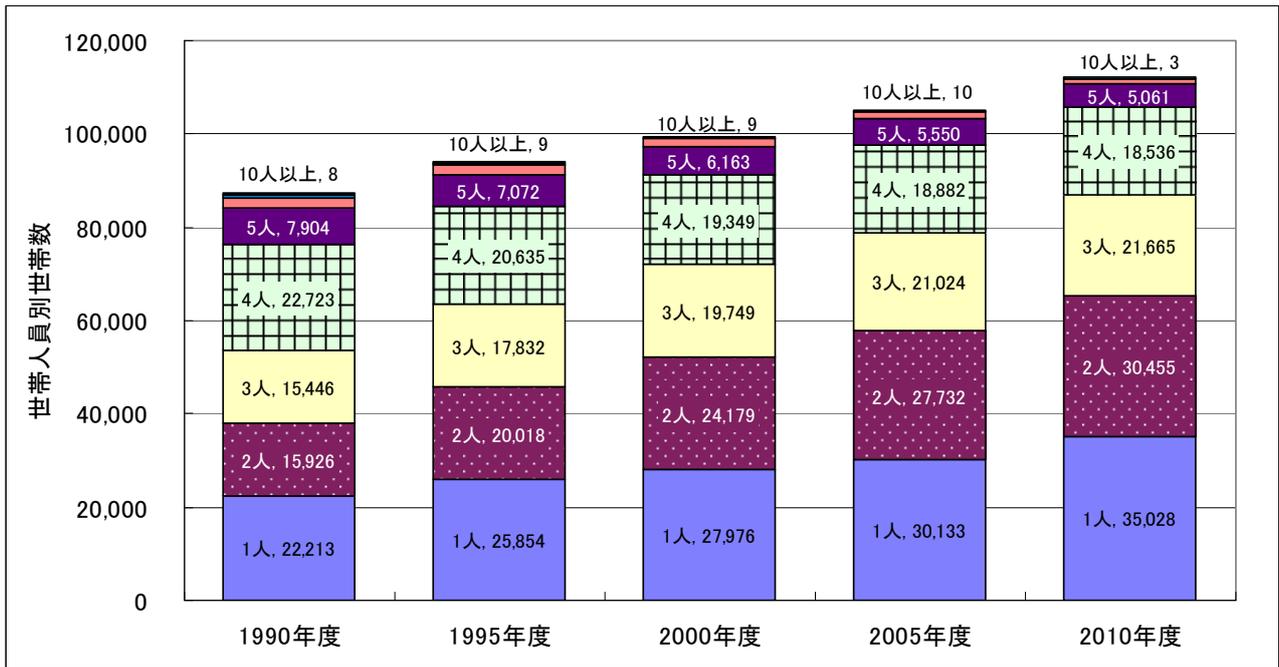
出典：国勢調査

図 1世帯あたり人員数



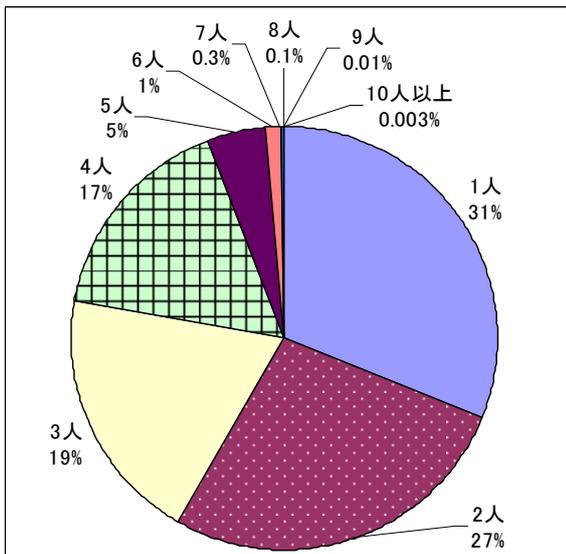
出典：国勢調査

図 世帯人数別世帯数の変遷



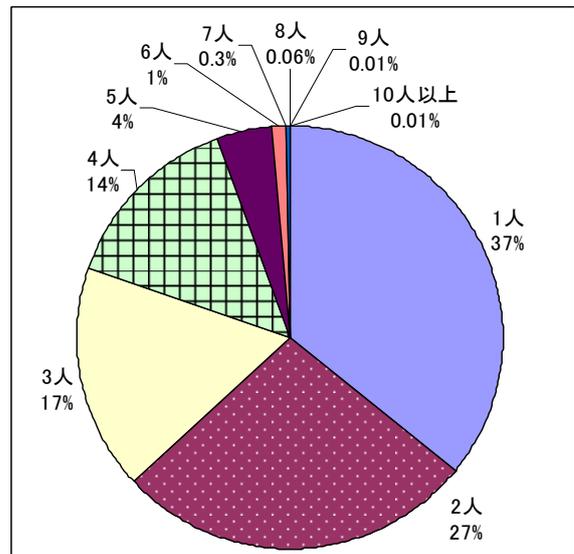
出典：国勢調査

図 茨木市世帯人数別世帯数（2010年）



出典：国勢調査

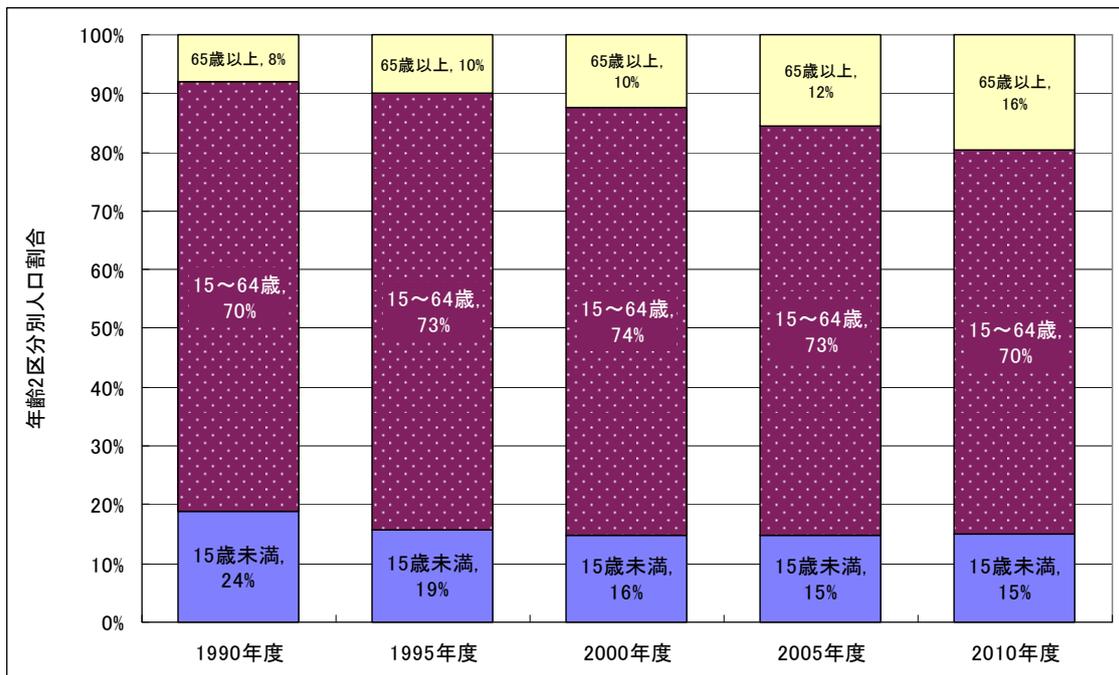
図 大阪府世帯人数別世帯数（2010年）



出典：国勢調査

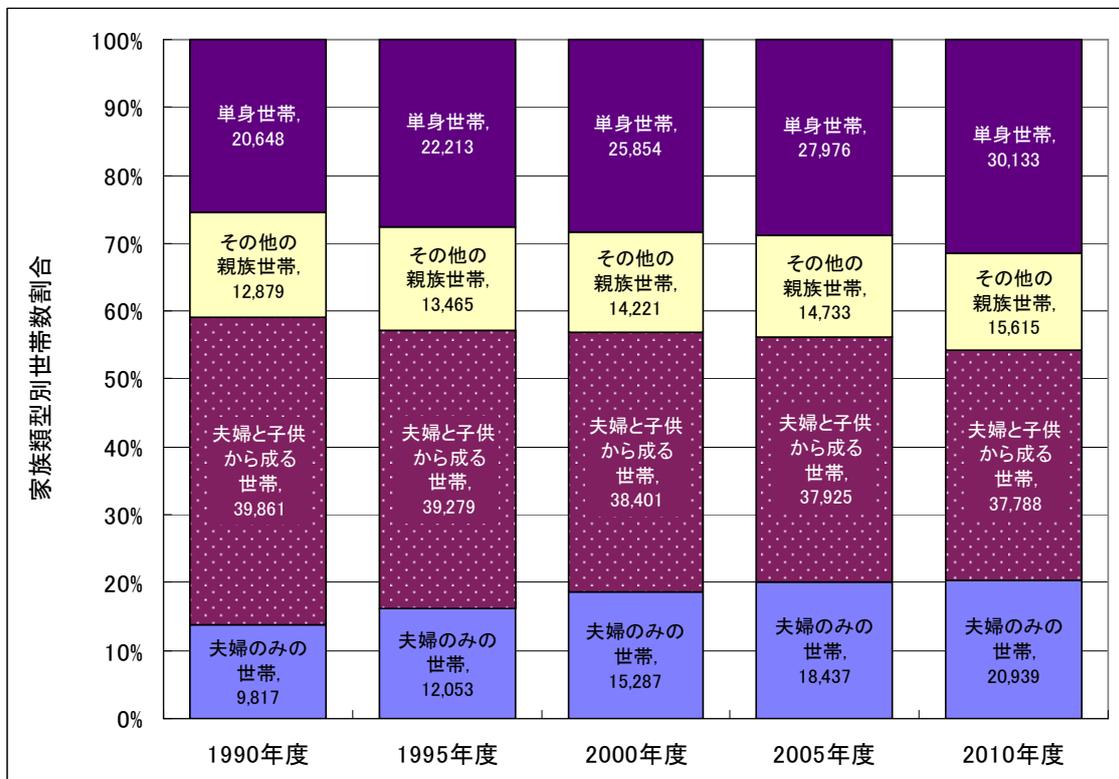
年齢3区分別推移では、15歳未満が減少し、65歳以上が増加しており高齢化が進んでいます。世帯の家族類型では、単身世帯や夫婦のみの世帯が増加し、夫婦と子どもから成る世帯が減少しています。

図 年齢3区分別推移



出典：国勢調査

図 世帯の家族類型



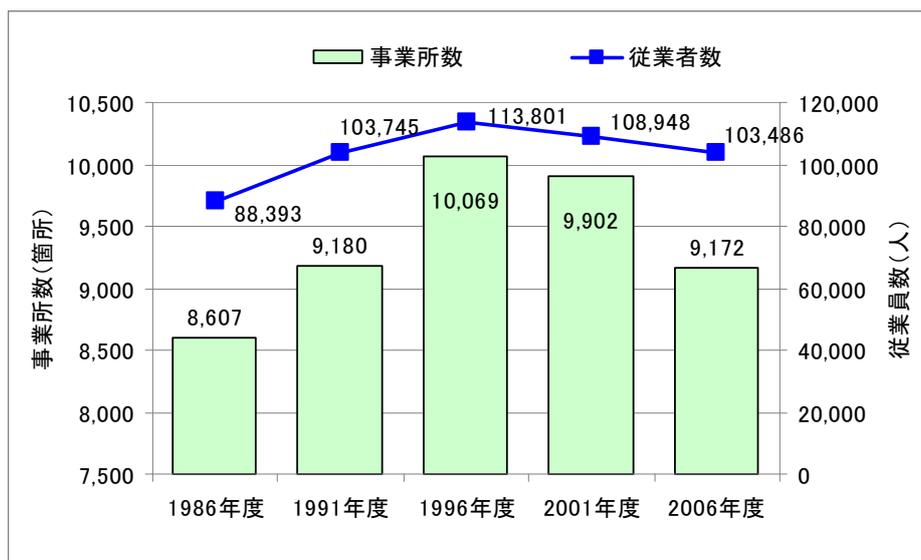
出典：国勢調査

(2) 産業

市内の事業所数は 9,172 事業所、従業者数は 103,486 人（2006 年現在）です。事業所、従業者数ともに 1996 年をピークに減り始めており、1996 年から 2006 年の 10 年間で、約 900 事業所、1 万人の減少となっています。

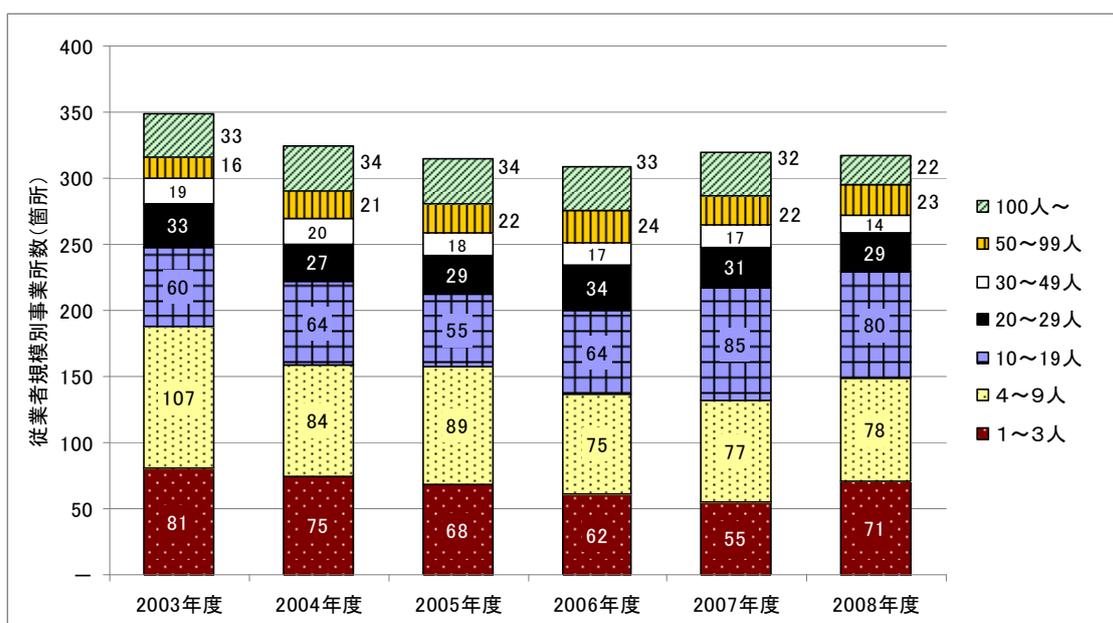
製造業に関わる規模別事業所数では、10 人未満の小規模事業所数の減少が進んでいます。製造品出荷額は 2005 年をピークに同程度で推移しています。産業分類別には、第 3 次産業に携わる事業所が非常に多い状況です。

図 本市内の事業者数・従業員数



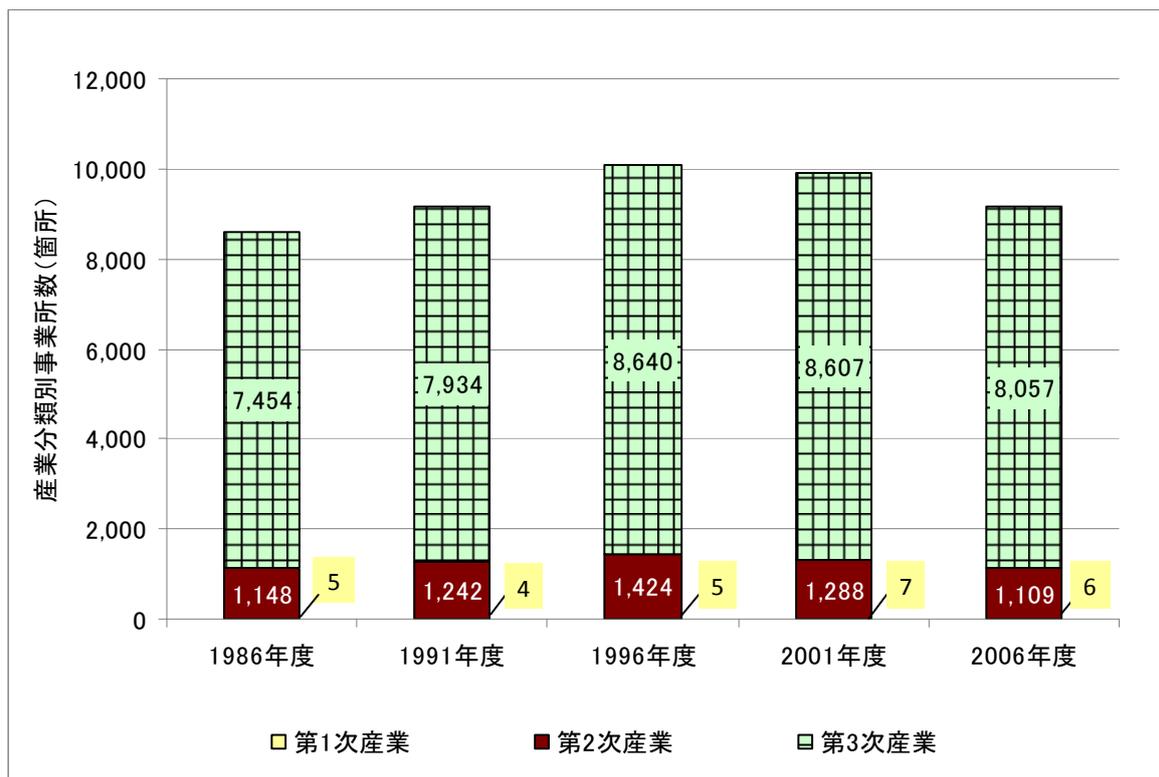
出典：茨木市統計書

図 事業者規模別の事業所数（製造業）



出典：茨木市統計書

図 産業分類別事業所数



出典：茨木市統計書

図 製造品出荷額



出典：茨木市統計書

(3) 交通

全体の傾向として、南部と北部では大きく交通環境が異なり、鉄道駅や国道・高速道路は南部に集中しています。北部は路線バスも少なく、自家用車が主要な交通手段となっています。

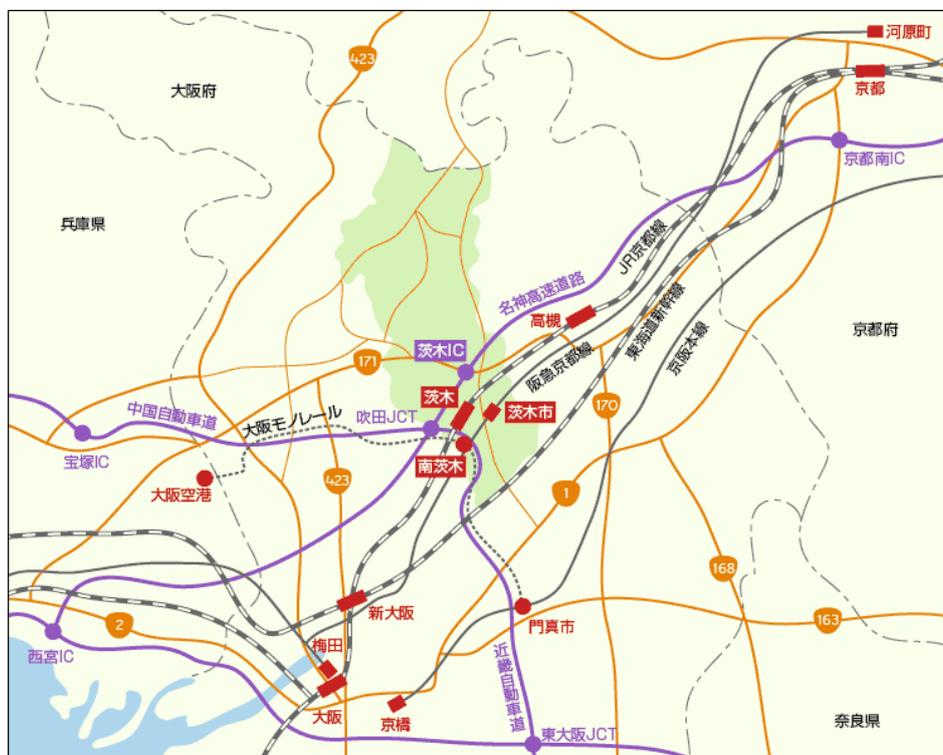
道路については、名神高速道路、近畿自動車道のほか、国道 171 号、大阪中央環状線など多くの広域幹線道路が走っています。南部には高速道路の IC があり、物流倉庫が多数あります。2005 年度道路交通センサス一般交通量調査では、茨木 IC を含む大山崎 JCT～茨木 IC～吹田 JCT 間は、全国で平日 12 時間交通量の最も多い区間となっています。

鉄道については、JR 東海道本線と阪急京都線が市の中央部を並行して走っており、市域には、JR1 駅（茨木駅）、阪急 3 駅（総持寺駅、茨木市駅、南茨木駅）が設置されています。また、大阪モノレールがそれら 2 線をまたぐ形で市域南西部を走り、4 駅（宇野辺駅、南茨木駅、沢良宜駅、阪大病院前駅）が設けられているほか、2006 年度には、大阪モノレール彩都線の 2 駅（豊川駅、彩都西駅）が開業を迎えました。旅客状況（2008 年度）は、JR 茨木駅で 16,676 千人、阪急 3 駅で 24,847 千人、大阪モノレール線 3 駅で 6,328 千人、彩都線 3 駅で 2,173 千人の乗車客数となっており、ここ 5 年では大阪モノレールは増加、JR 及び阪急は同程度の水準が続いています。

路線バスについては、JR 茨木駅、阪急茨木市駅等の市の中心部と周辺を結ぶ交通機関として、阪急バス、近鉄バス、京阪バスの 3 社によるバス交通がその主な役割を果たしています。バス乗車人数は、3 社の合計で 10,000 千人弱であり、直近 5 年では減少傾向にあります。

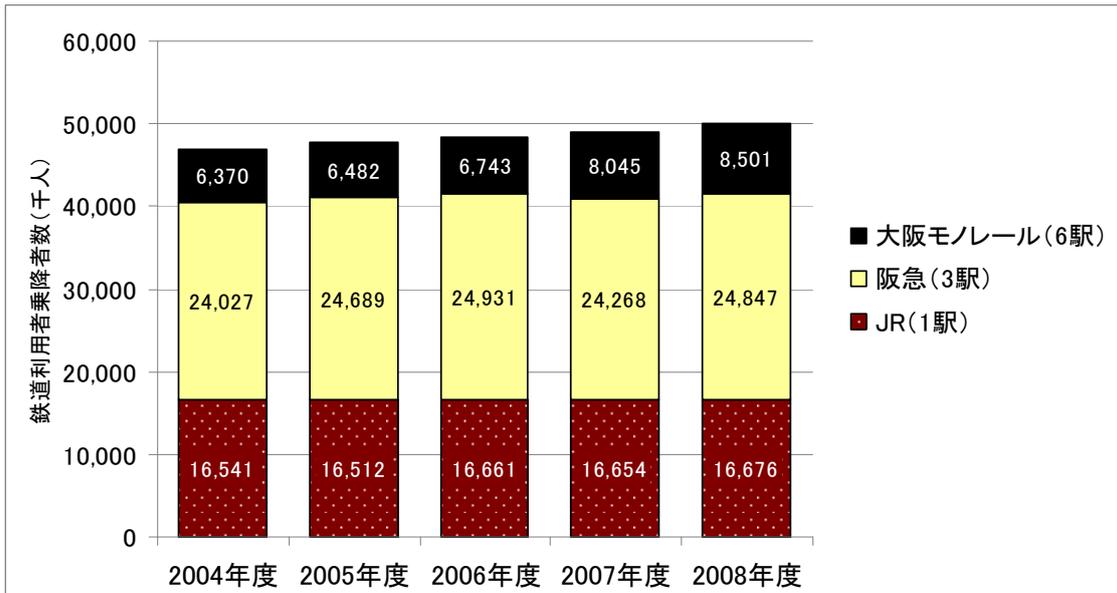
レンタサイクルも積極的に行われており、JR 茨木駅では、定期 400 台、1 回利用 100 台の計 500 台、阪急茨木市駅では、352 台が利用されています。

図 道路交通網



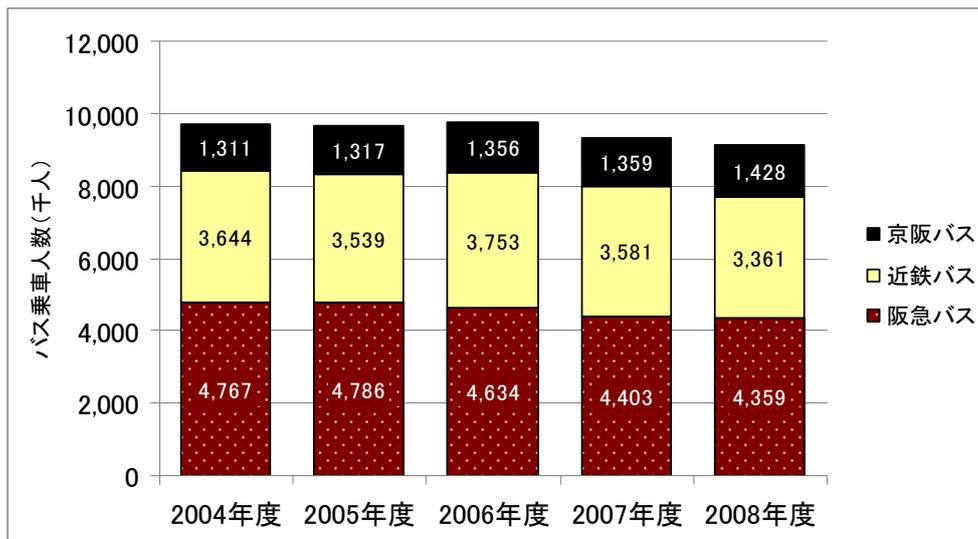
出典：茨木市観光協会

図 鉄道利用者乗降者数



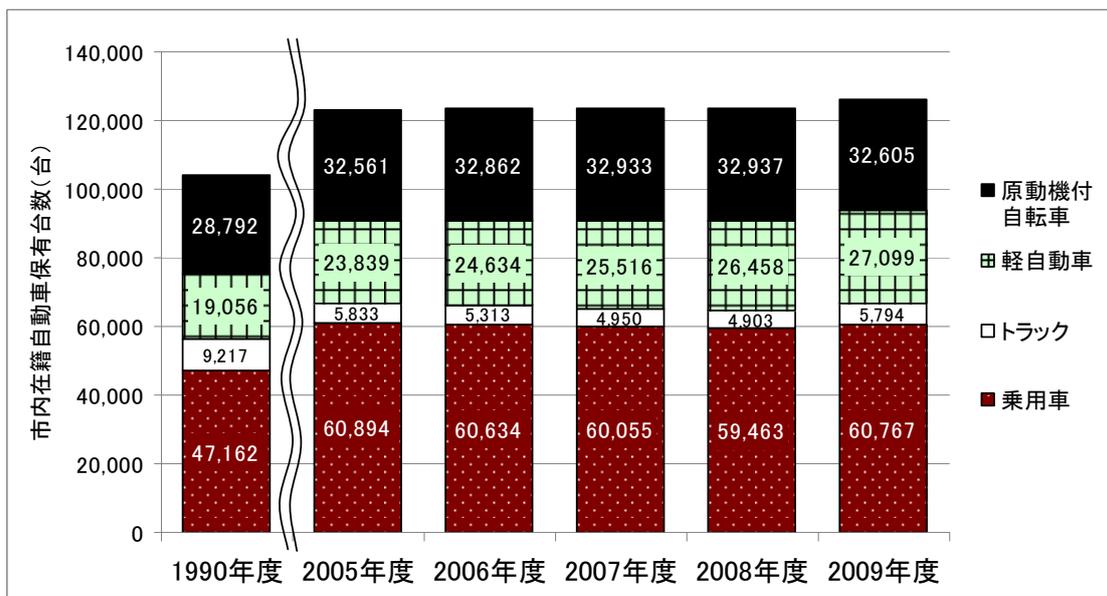
出典：茨木市統計書

図 バス乗車人数



出典：茨木市統計書

図 市内在籍自動車保有台数



出典：茨木市統計書

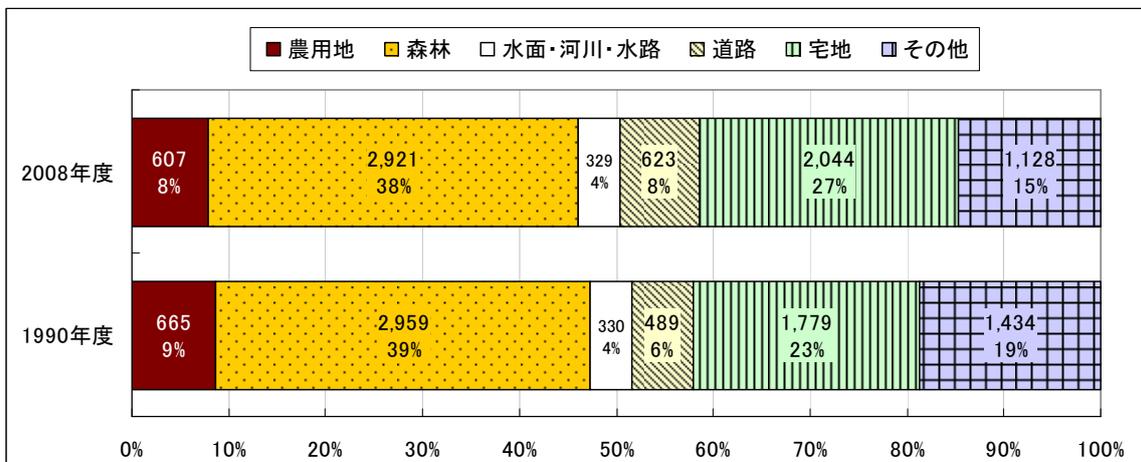
(4) 土地利用

本市の土地利用状況は、2008年現在で森林が2,921haで全体の38%を占め、次に宅地が2,044haで全体の27%を占めます。1990年からの変遷をみると、宅地、道路が増加傾向にあり、森林、農用地は減少傾向にあります。

都市計画区域では市街化区域が43%であり、またその中の用途地域では準住居地域・近隣商業地域・準工業地域など混在型の用途地域の合計が10%未満であるなど、市域の用途区分が明確でありコンパクトなまちづくりとなっています。

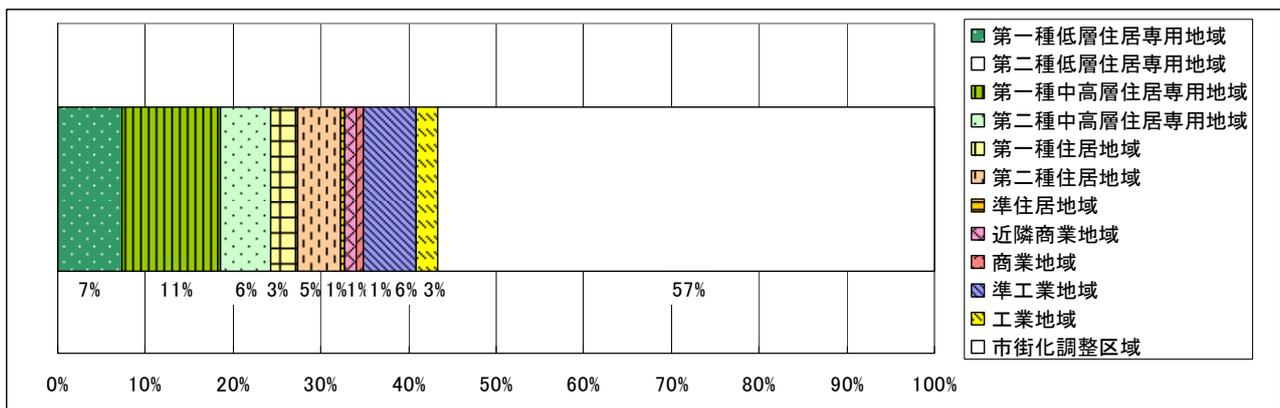
本市では、市街地の拡大を抑えるため、市街化区域を設定した線は隣接市に比べて南にあり、北部は可能な限り保全しています。また、市街地拡大を目的とした市街化調整区域における「地区計画」については原則として使わないこととしています。

図 土地利用の状況



出典：大阪府「国土利用計画関係調査—土地利用状況—」

図 都市計画区域・用途地域の状況

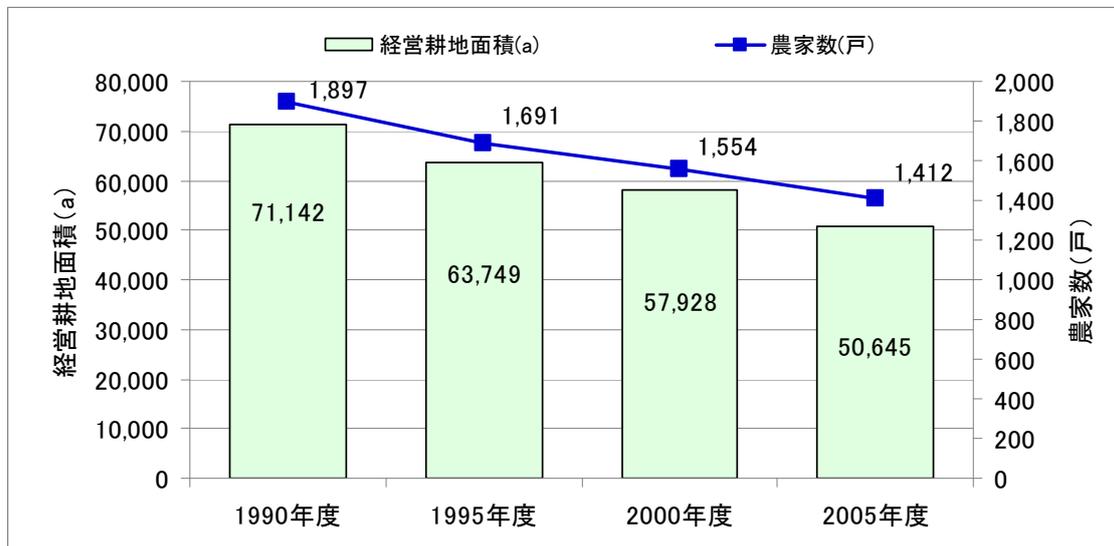


出典：茨木市統計書

■ 農業について

1985 年度から 2005 年度までの 20 年間で、経営耕地面積および農家数は減り続けており、経営耕地面積は 35%減、農家数は 38%減となっています。

図 経営耕地面積と農家数の変遷



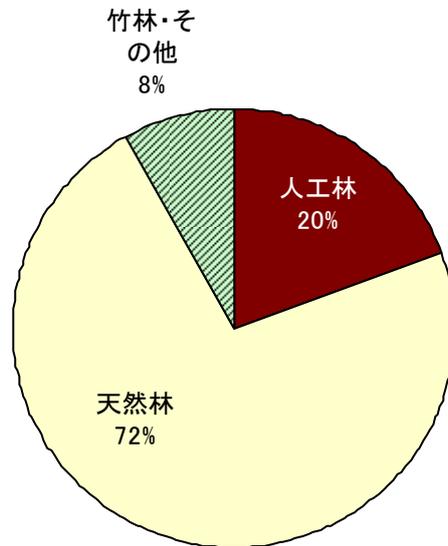
出典：茨木市統計書

■森林・林業について

本市の森林面積は 2,921ha あり、そのうち民有林が 2,791ha です。市面積に占める森林面積（林野率）は 38%となっています。民有林のうち、スギやヒノキなどの人工林の面積は 546ha あり、森林面積に占める人工林率は 20%と日本全国の人工林率 41%よりは低い状況となっています。大阪府下平均 49%から見ても人工林への転換は依然として低調ですが、毎年微増しています。

森林の特徴としては、気候の影響によりほとんどが暖帯林に属し、アカマツの天然林が多く、次いでクヌギ、コナラ等の広葉樹林が見られ、暖帯林本来のシイ、カシ林はわずかに存在する程度です。しかし、マツ林では松くい虫の被害が依然として存在し、解決すべき問題となっています。一方、近年、森林の公益的機能が全国的に注目され、特に都市近郊林において、その傾向が著しく、人工林一辺倒の林業経営が見直されはじめています。本市においても市民からは身近な自然環境資源としての保全整備に対する期待が強くなっており、この豊かな森づくりを実現するために森林ボランティアなどの参加による森林の整備が行われています。

図 森林資源面積割合（民有林）

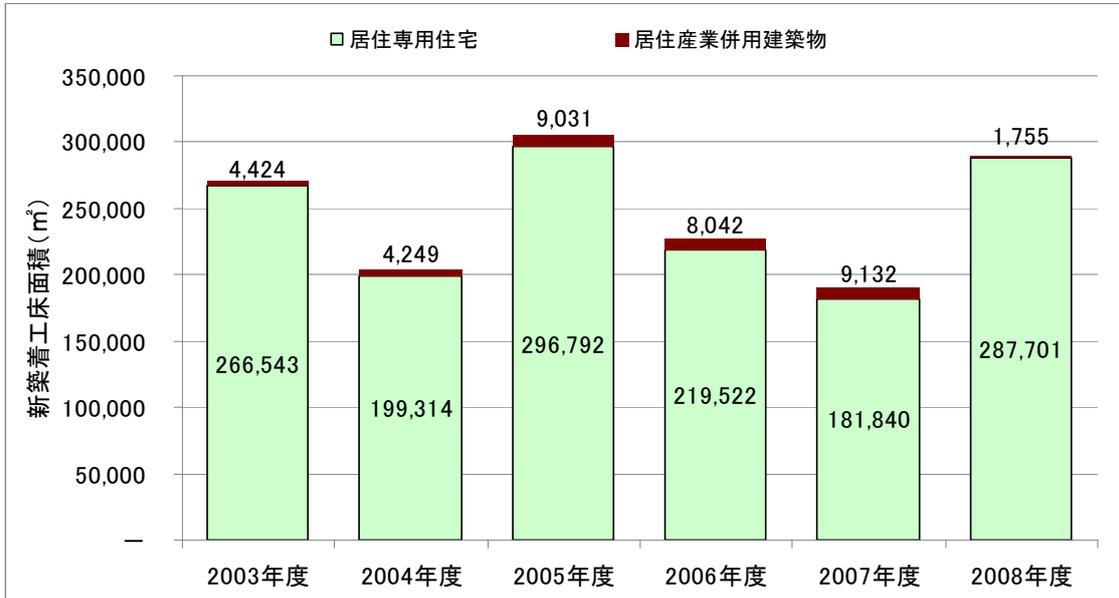


出典：茨木市統計書

(5) 住宅

本市の住宅着工床面積は、毎年 19～30 万㎡程度で推移しています。

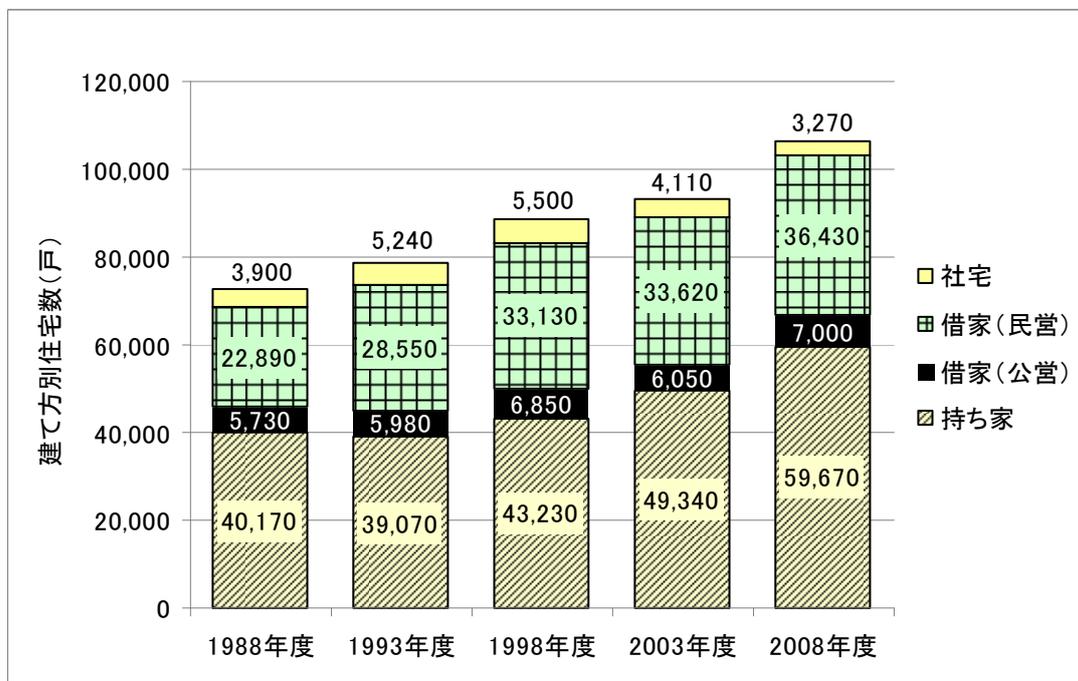
図 新築着工床面積（住居）の変遷



出典：茨木市統計書

建て方別世帯数は、持ち家が半数以上と最も多く、1998年度以降増加しています。また、借家も40%以上と多いため、持ち家と借家それぞれに対する対策が今後必要と考えられます。

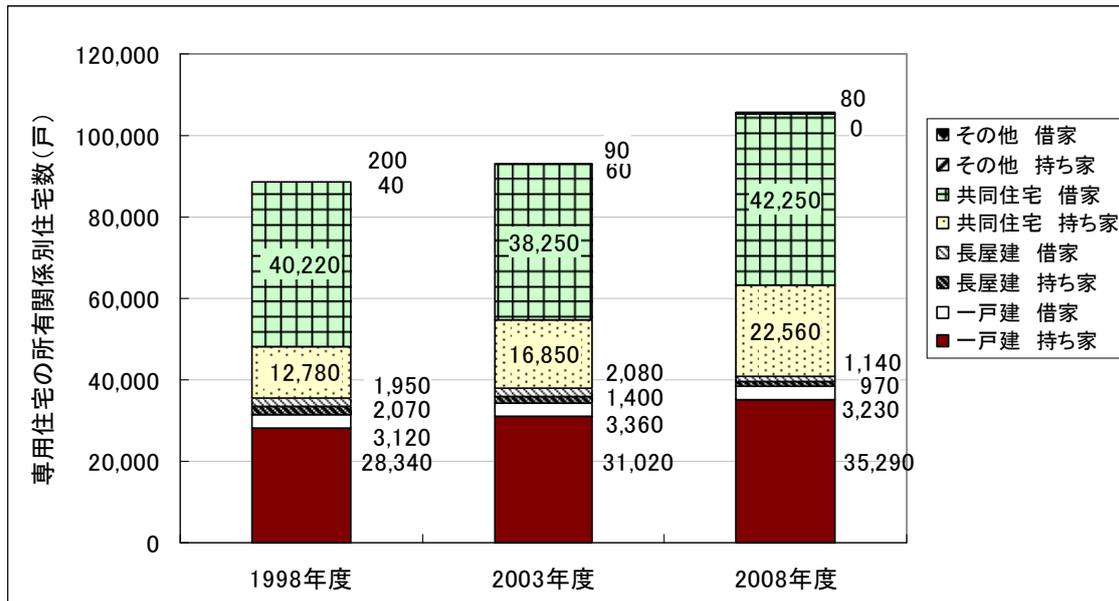
図 建て方別住宅数の変遷



出典：茨木市統計書

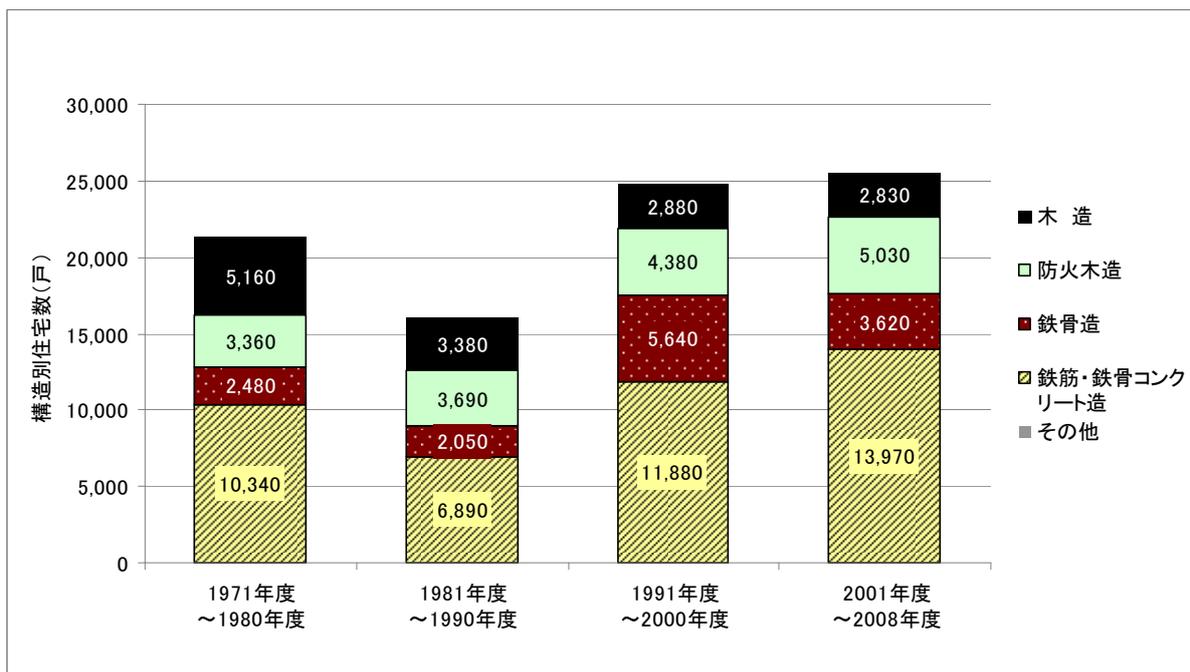
専用住宅の所有関係をみると、共同住宅の借家が占める割合が最も多く、次に一戸建の持ち家、共同住宅の持ち家が続きます。

図 専用住宅の所有関係別住宅数の変遷



出典：住宅土地統計調査

図 構造別住宅着工数の変遷



出典：茨木市統計書

2-2 現況推計

2-2-1 推計概要

温室効果ガスの排出量の算定は、以下の手順で行います。

- (1) 排出活動の抽出（各部門における電力や燃料の使用等）
- (2) 各ガスの活動ごとの排出量の算定（マニュアルに記載の算定方法に限る）
- (3) 各ガスの排出量の合計値の算定
- (4) 各ガスの排出量の CO₂換算値（算定排出量）の算定

推計年度、対象ガス、部門は下記の通りです。

■推計年度：現況 2008 年度

（基準年 1990 年度）

■対象ガス：6 種類

- ・二酸化炭素（CO₂）
- ・メタン（CH₄）
- ・一酸化二窒素（N₂O）
- ・ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）
- ・パーフルオロカーボン類（PFCs）
- ・六フッ化硫黄（SF₆）

■対象部門：6 部門

なお、産業部門は大企業（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる特定排出者による排出量）とその他、運輸部門は旅客、貨物、その他、廃棄物部門は家庭系、事業系に分けて算出。

- ・産業部門（大企業とその他）
- ・民生家庭部門
- ・民生業務部門
- ・運輸部門（旅客、貨物、その他）
- ・廃棄物部門（家庭系、事業系）
- ・農業部門

2-2-2 推計結果

(1) 推計結果のまとめ

割合としては、産業部門・民生業務部門・運輸部門（自動車貨物）の3部門で7割弱を占めますが、3部門とも総量は減少しました。近隣都市と比較し、1人あたり排出量の総量が大きく減少した要因として、これら3部門の影響が考えられます。

一方、民生家庭部門・運輸部門（自動車旅客）では、総量・単位当たり排出量ともに増加しました。

エネルギー源では電力の割合が増加しており、このことが、排出量総量が減少した要因として考えられます。

表 推計結果のまとめ

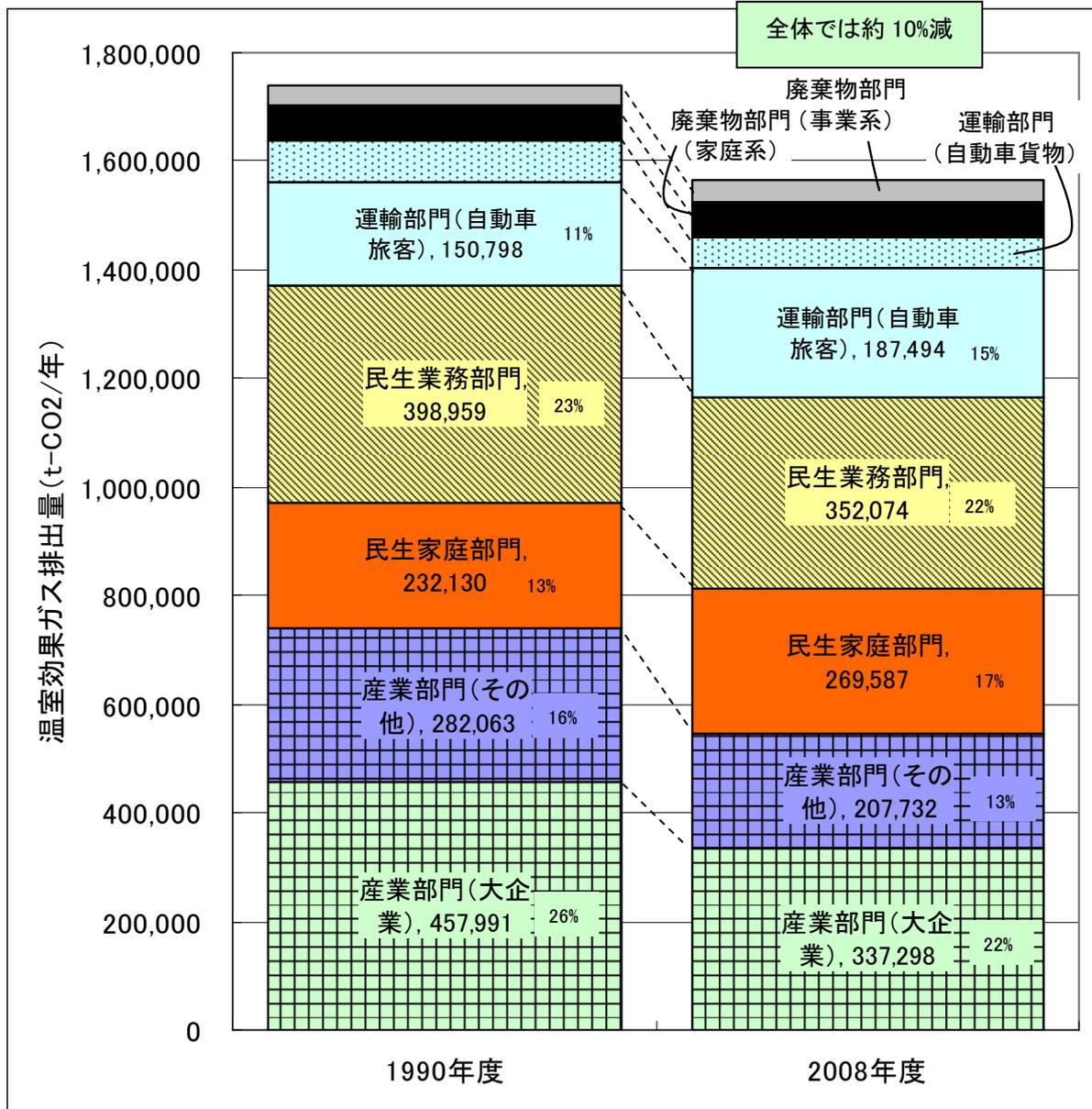
分析項目	概要
1990年度からの排出量総量の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量は約1割減少しています ・産業部門、運輸部門（自動車貨物）、農業部門で約3割減少しました ・民生家庭部門、運輸部門（自動車旅客）で約2割増加しました
ガス種別排出量割合の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・どちらの年度においてもCO₂が約98%と大半を占めています
各部門単位量あたり排出量の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸部門（自動車旅客）、運輸部門（自動車貨物）、産業部門、廃棄物部門（事業系）、民生家庭部門で約1～2割増加しました ・民生業務部門、廃棄物部門で約1割減少しました
人口1人あたり排出量の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・約2割減少しました
エネルギー源別排出量割合の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、都市ガス、ガソリンの割合が増加しています
国・府及び近隣都市との比較	<ul style="list-style-type: none"> ・1人あたり排出量の総量は近隣都市より大きく、大阪府平均よりも大きい値となっています ・1990年度から2008年度への減少率は、国・府及び近隣都市より大きい値となっています ・産業部門からの排出量割合が近隣都市よりは大きいですが、国平均や大阪府平均よりは小さい値となっています
森林による温室効果ガス吸収量について	<ul style="list-style-type: none"> ・森林による温室効果ガス吸収量は、総排出量の約1%となっています

(2) 1990 年度からの動向

全体では 1,740,965 t-CO₂ から 1,565,670 t-CO₂ となり、約 10%の減少でした。

部門別には、産業部門・民生業務部門・運輸部門（自動車貨物）・廃棄物部門（家庭系）・農業部門で減少し、民生家庭部門・運輸部門（自動車旅客）・運輸部門（その他）・廃棄物部門（事業系）で増加しています。

図 1990 年度から 2008 年度の各部門総排出量の動向



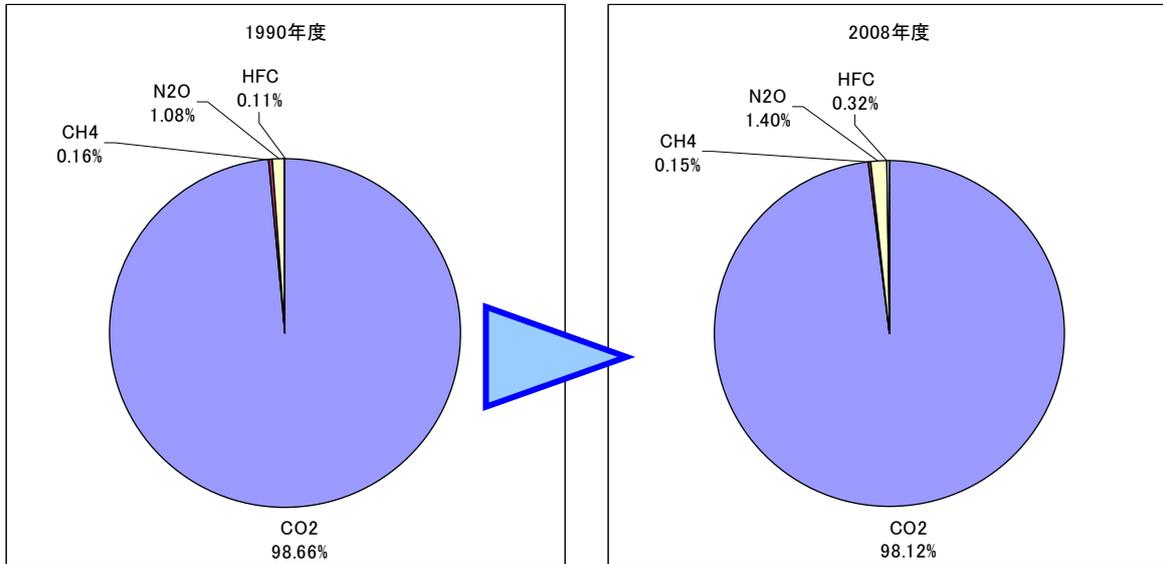
※1990 年度の産業部門の排出量のうち、大企業とその他の割合は、2008 年度における割合を適用。

※なお、運輸部門に関して、第 3 章で行う推計ではここでおこなった推計とは異なるデータ（パーソントリップ調査）を使用して推計を行っており、自動車旅客が 143,584t-CO₂、自動車貨物が 251,597t-CO₂ となっています。パーソントリップ調査は実際の自動車の移動を根拠としているため、ここでの自動車登録台数を根拠とした推計よりも、実際の排出量に近い値となっています。しかし毎年のデータ更新ができないため、ここでは進行管理のため自動車登録台数を根拠としたものとしました。

(3) ガス種別温室効果ガス排出量割合の動向

どちらの年度においても CO₂ が大半を占めています。N₂O と HFC は少し増加しています。

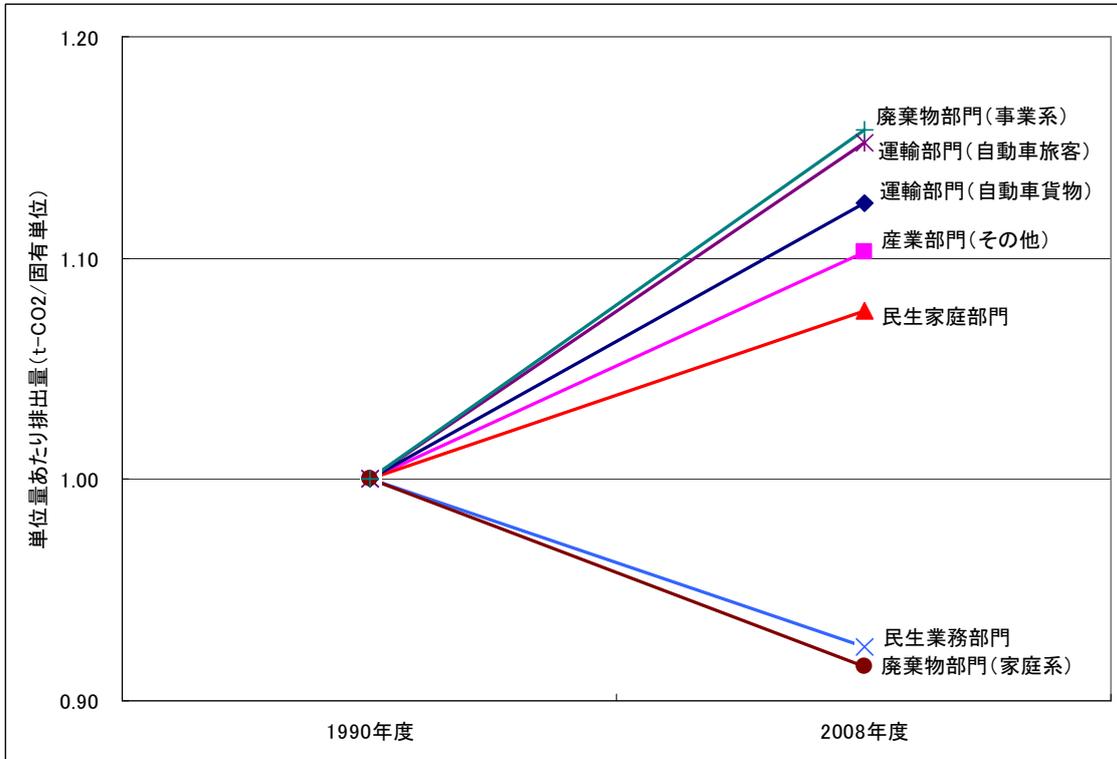
図 1990年度から2008年度のガス種別排出量割合の動向



(4) 各部門単位量あたり温室効果ガス排出量の動向

民生業務部門・廃棄物部門（家庭系）で減少し、産業部門（その他）・民生家庭部門・運輸部門（自動車旅客）・運輸部門（自動車貨物）・廃棄物部門（事業系）で増加しています。

図 1990年度から2008年度の各部門単位量あたり温室効果ガス排出量の動向



※1990年度の値を1とした。

用いた単位量は、各部門について以下の通りです。

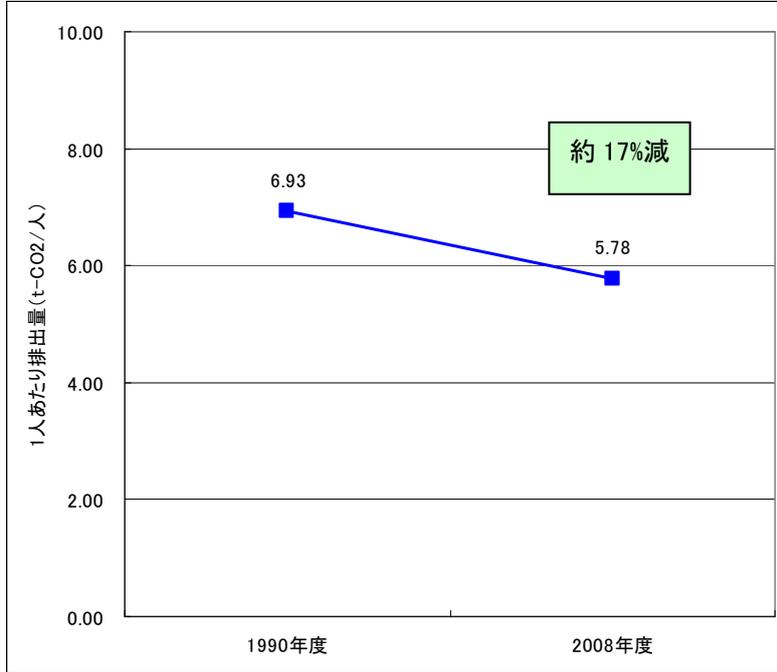
表 各部門の単位量について

部門		対象	単位量
産業部門	大企業	温対法の対象となる特定排出者	t-CO ₂ (総量)
	その他	その他	t-CO ₂ /製造品出荷額
民生部門	民生家庭部門	本市の市民	t-CO ₂ /人
	民生業務部門	市内事業所	t-CO ₂ /床面積
運輸部門	自動車旅客	本市の市民	t-CO ₂ /人
	自動車貨物	市内事業所	t-CO ₂ /製造品出荷額
廃棄物部門	家庭系	本市の市民	t-CO ₂ /人
	事業系	市内事業所	t-CO ₂ /床面積

(5) 人口1人あたり温室効果ガス排出量の動向

人口1人あたり排出量（総排出量を人口で割った値）は、1990年度から2008年度に約17%減少しています。

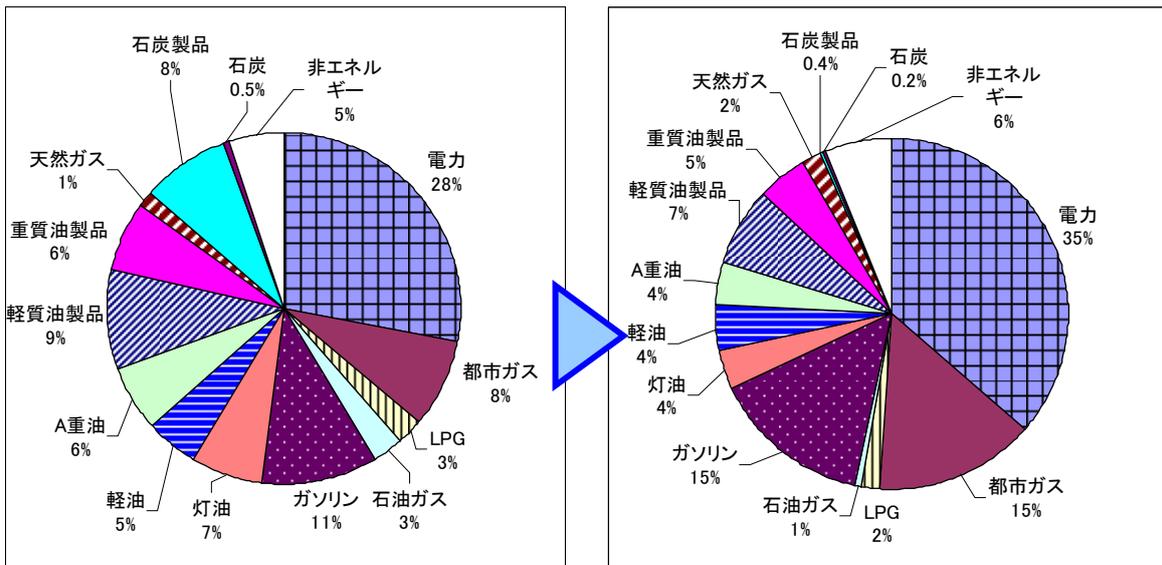
図 人口1人あたり温室効果ガス排出量の動向



(6) エネルギー源別温室効果ガス排出量割合の動向

電力・都市ガス・ガソリンの割合が増加しています。石炭製品の割合は大幅に減少しています。

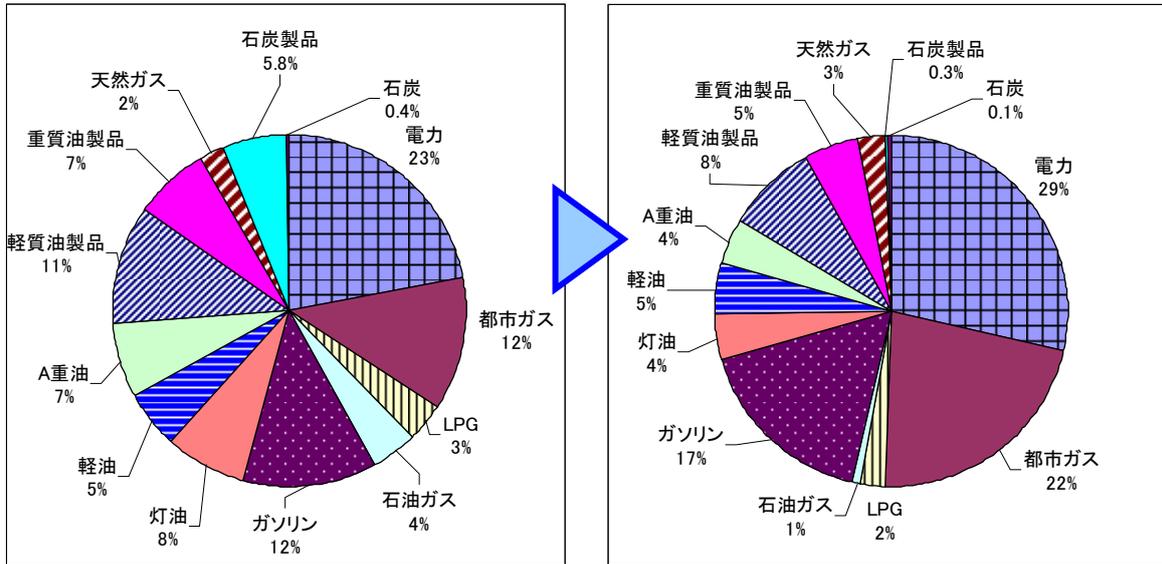
図 1990年度から2008年度のエネルギー源別温室効果ガス排出量割合の動向



(6) エネルギー源別エネルギー使用量割合の動向

電力・都市ガス・ガソリンの割合が増加しています。石炭製品の割合は大幅に減少しています。

図 1990年度から2008年度のエネルギー源別エネルギー使用量割合の動向

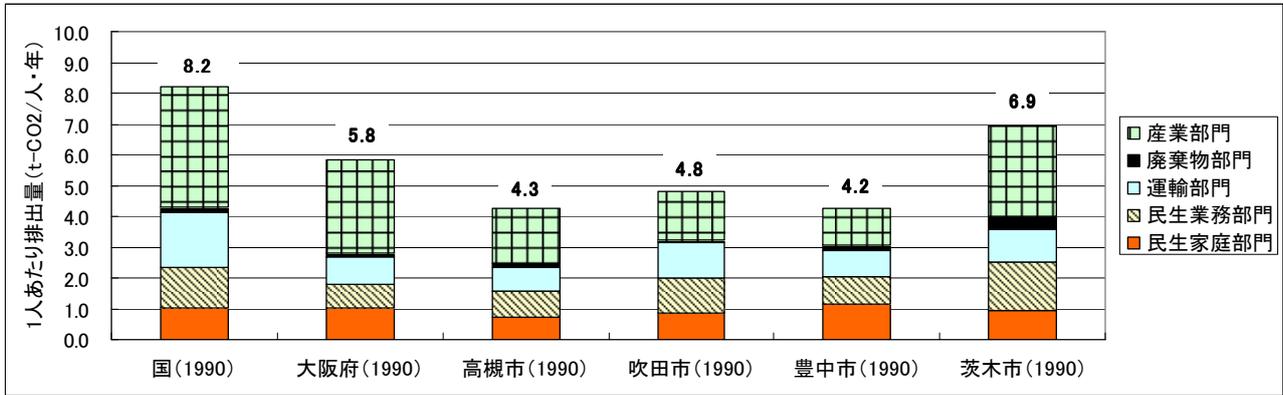


(8) 国・府及び近隣都市との比較

■ 1990 年度

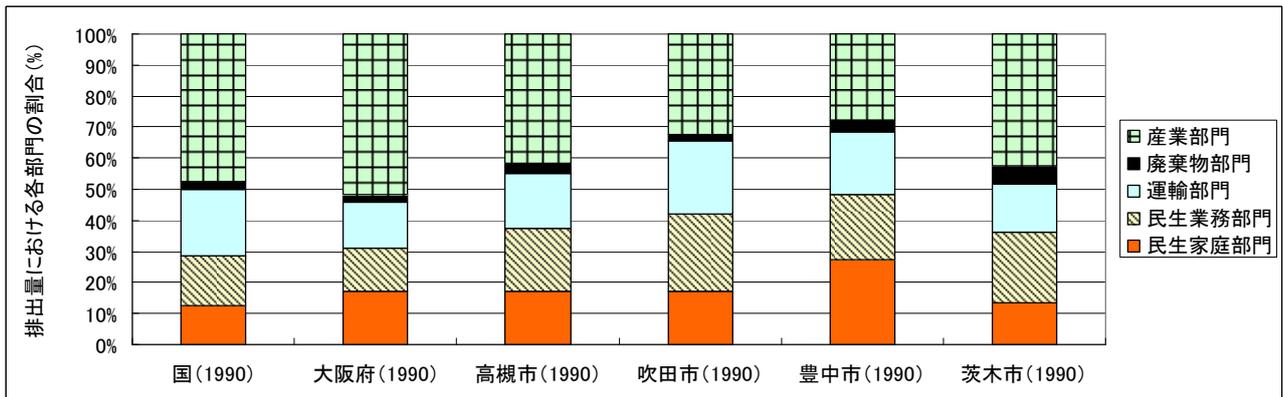
本市は近隣都市と比較すると産業部門からの排出量が大きく、1人あたり排出量の総量は大阪府平均よりも大きい値となっていました。

図 1 人あたり排出量の国・府及び近隣都市との比較（1990 年度）



本市は近隣都市と比較すると産業部門の割合が大きい値となっていました。

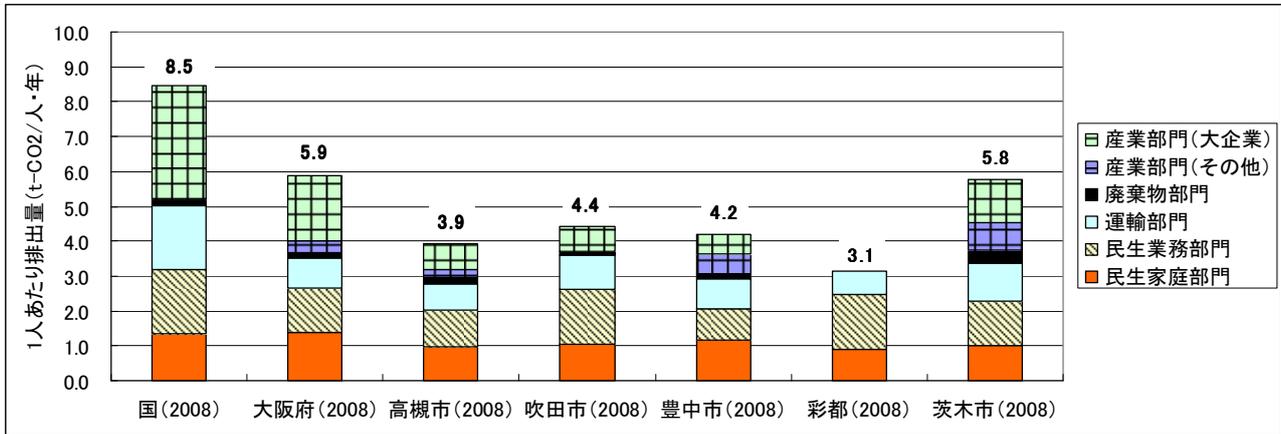
図 排出量の各部門比率の国・府及び近隣都市との比較（1990 年度）



■ 2008 年度

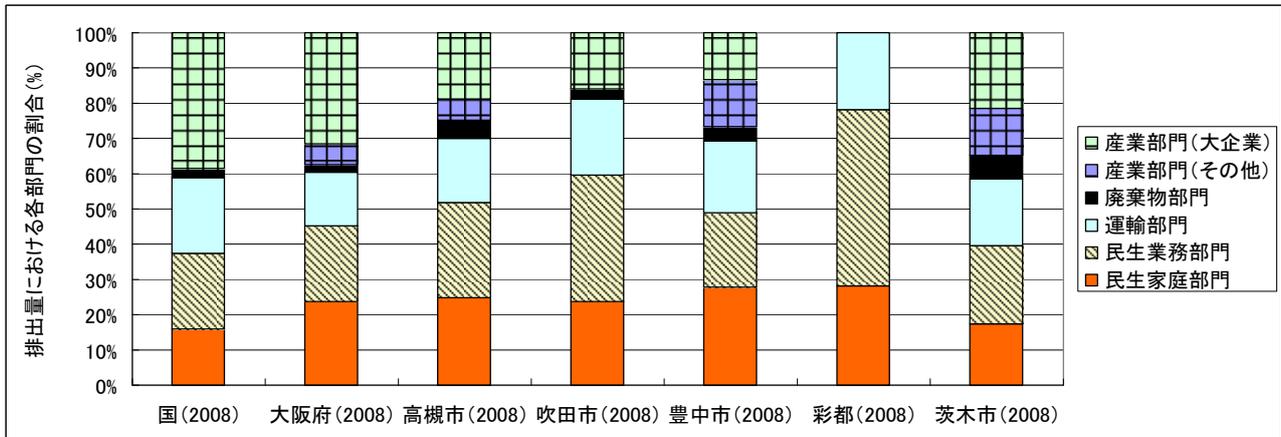
本市は近隣都市と比較すると産業部門からの排出量が大きく、1人あたり排出量の総量は大阪府平均に近い値となっていました。また茨木市のうち、環境に関して先進的な取組を行っており、新しい住宅の多い地域である彩都では、特に民生家庭部門の排出量が少なくなっています。

図 1 人あたり排出量の国・府及び近隣都市との比較（2008 年度）



本市は近隣都市と比較すると産業部門の割合が大きい値となっていました。

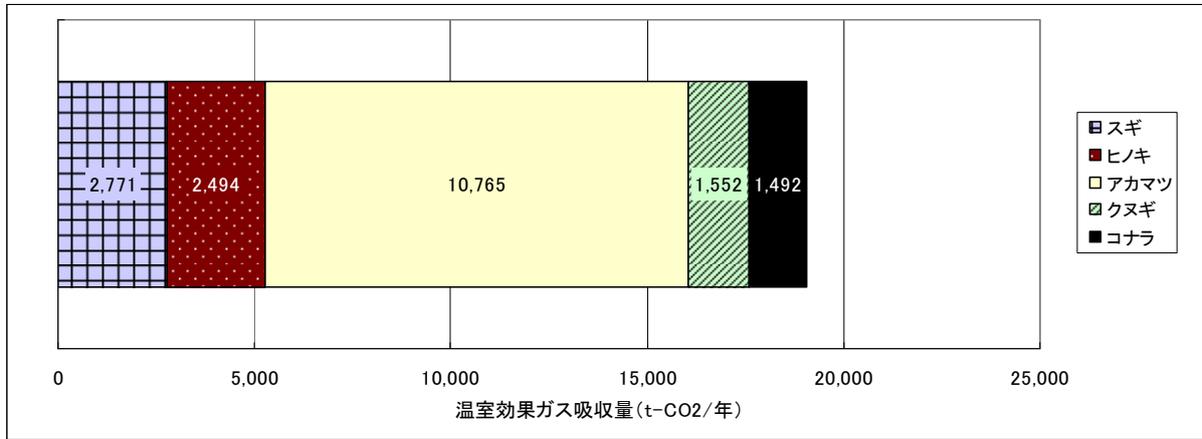
図 排出量の各部門比率の国・府及び近隣都市との比較（2008 年度）



(8) 森林による温室効果ガス吸収量について

現状、森林による温室効果ガス吸収量は 19,074t-CO₂/年と推計されます。

図 森林による温室効果ガス吸収量（私有林）



出典：茨木市統計書

第3章 地球温暖化対策に関する本市の目標と方針

3-1 目標について

3-1-1 目標の検討方法

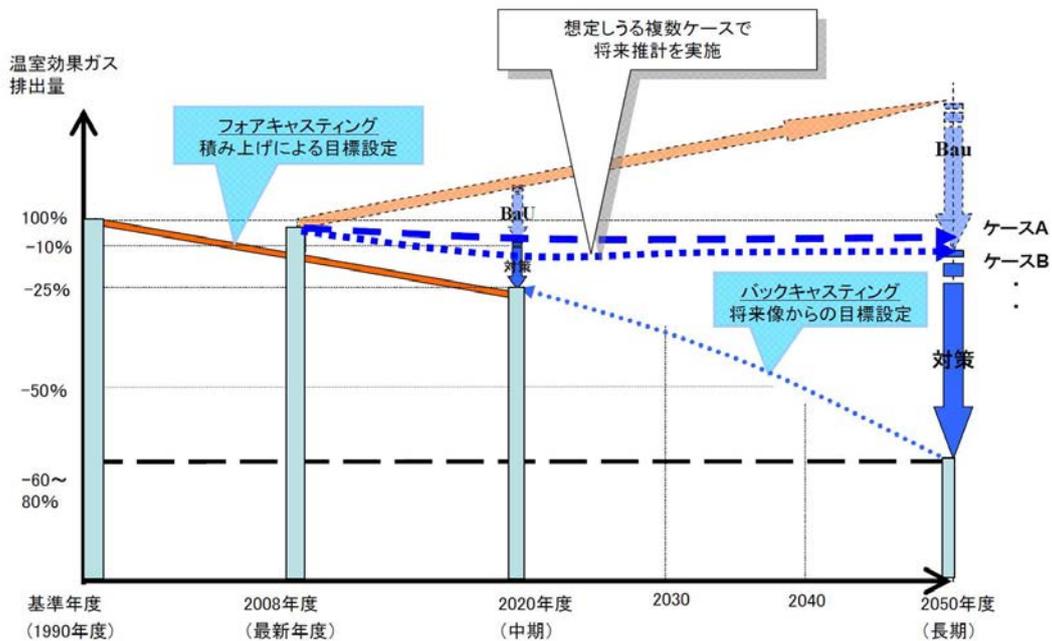
目標設定にあたっては、まず、将来の社会経済の推移(人口の増減、生活スタイルの変化など)や一般に普及している各種技術の将来動向(高効率機器の普及、自動車の低燃費化等)などから、本市の対策を行わなかったりゆきの社会の場合の排出量(BaU[※])を算出し、そこから目標年度までの現実的な対策量および目標年度における達成すべき将来像を描きながら、目標を設定します。

具体的には、中期目標を現実的な対策量の積み上げ(フォアキャスト)と達成すべき将来像(バックキャスト)のすりあわせにより設定します。

なお、今般の東日本大震災を踏まえ、3.11以降の社会動向および既往研究を参考に下記の視点を考慮し、複数のケースを設定した将来推計(BaU)を算出し、目標・対策量を検討します。

- 【視点】**
- 東日本大震災を契機とした、省エネ等ライフスタイル変化
 - 東日本大震災を契機とした、高効率機器の普及加速
 - 東日本大震災を契機とした、エネルギー供給サイドの変化

図 中期目標、長期目標設定の考え方



※Business as Usual : 特に対策を行わなかった場合(なりゆきでの人口減少、機器効率の向上等含む)

3-1-2 将来推計 (BaU) 結果

なりゆきの社会 (BaU) の推計結果について、3.11 以前の条件設定 (ケース A) での算出結果および、3.11 以後の社会変化を大きく反映させた場合 (ケース B) の算出結果を下記に示します。

2020 年では、ケース A では 90 年比-18.0%、ケース B では 90 年比+0.2%となります。また、2050 年では、ケース A では 90 年比-21.9%、ケース B では 90 年比-2.1%となります。

なお、要因分析のため各視点のみ変化させた結果をみると、ケース A と比較により、需要の設定では 2020 年は-1.7%、2050 年は-1.1%とわかります。機器効率の設定では、2020 年は-1.8%、2050 年は-0.4%とわかります。排出係数の設定では 2020 年は+24.1%、2050 年は+23.3%とわかります。

表 ケース設定

視点	ケース設定	
	3.11 以前の条件設定 (ケース A)	3.11 後の社会変化を考慮 (ケース B)
①需要の設定	・過去の成長トレンドを維持する形で消費水準が増加(GDP: 約 1.0%/年前後想定)	・家庭部門: A の約-5% 業務部門: A の約-3% (2020 年、2050 年ともに)
②機器効率	・3.11 以前の既存発表資料の技術開発が進む	・高効率機器の普及速度が 2 倍に加速 (2050 年は A と同等)
③排出係数※	・電力排出係数: 震災前見通し 2020 年: 0.30 kg-CO ₂ /kWh 2050 年: 0.20 kg-CO ₂ /kWh	・電力排出係数: 原子力 5 年内廃止 2020 年: 0.55 kg-CO ₂ /kWh 2050 年: 0.45 kg-CO ₂ /kWh

※出典: 2030年に向けた電力需給の低炭素化の予備検討, 荻本和彦, 片岡和人, 池上貴志, 第30回エネルギー・資源学会研究発表会 講演論文集, p259-p262, 2010

図 ケース別の将来推計結果 (一人当たり排出量、家庭・業務・運輸のみ)

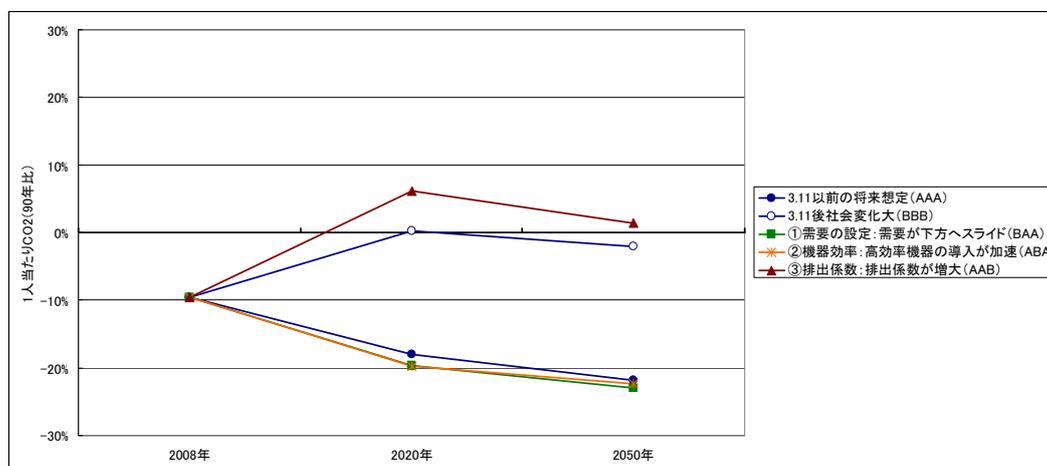
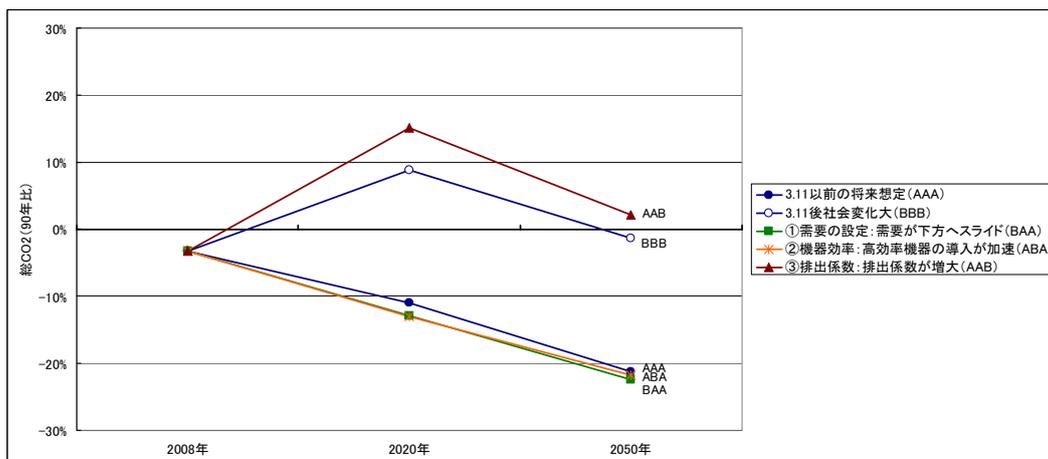


表 ケース別の将来推計結果 ※産業部門、廃棄物部門を除く

項目	条件設定	1人当たり CO ₂ (90年比)		
		2008年	2020年	2050年
ケース設定	3.11 以前の将来想定 (AAA)	-9.9%	-18.0%	-21.9%
	3.11 後社会変化大 (BBB)	-9.9%	0.2%	-2.1%
要因分析	①需要の設定: 需要が下方ヘスライド (BAA)	-9.9%	-19.7%	-23.0%
	②機器効率: 高効率機器の導入が加速 (ABA)	-9.9%	-19.8%	-22.3%
	③排出係数: 排出係数が増大 (AAB)	-9.9%	6.1%	1.4%

なお、総量では以下のような推計となります。

図 ケース別の将来推計結果（総排出量、家庭・業務・運輸のみ）



上で示した推計は民生部門と運輸部門のみですが、産業部門と廃棄物部門について、それぞれ製造品出荷額、人口（家庭系廃棄物）、事業所床面積（事業系廃棄物）を元にトレンド推計したものを含めると、以下のような推計となります。

図 ケース別の将来推計結果（一人当たり排出量、全部門合計（産業・廃棄物を含む））

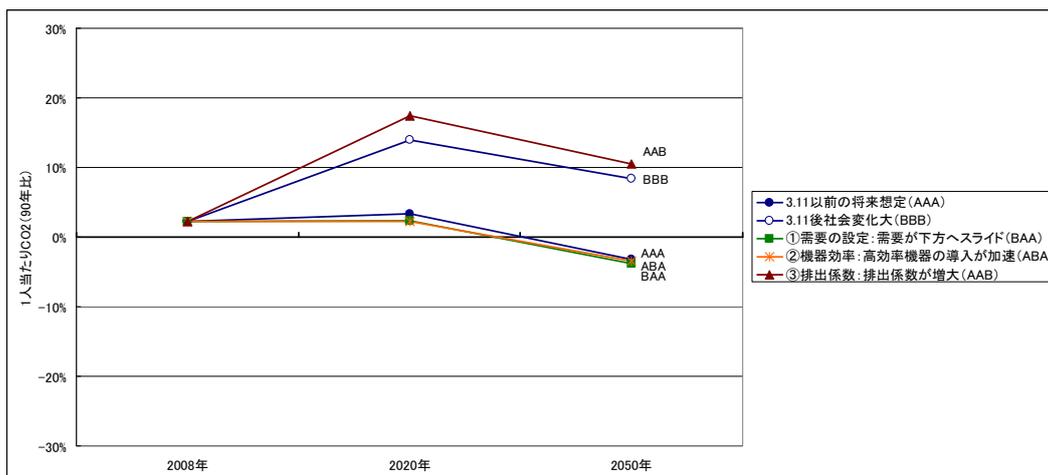
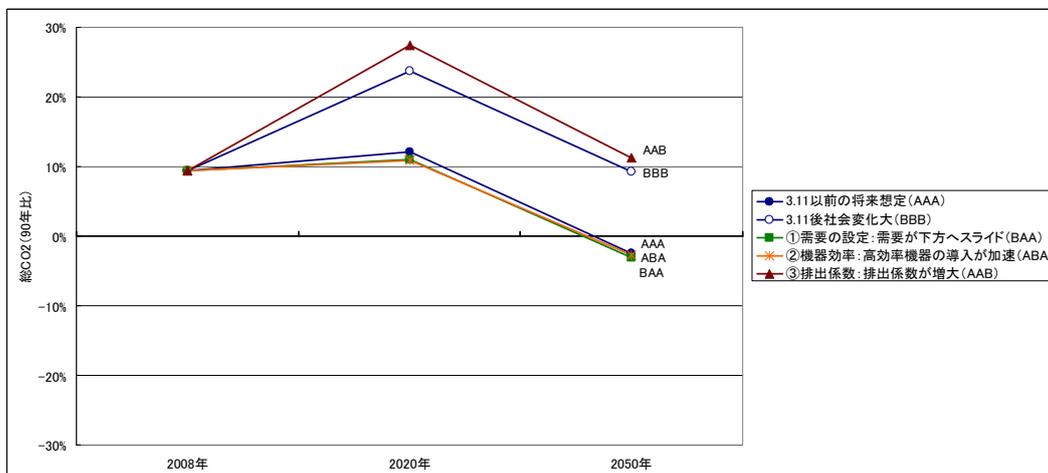


図 ケース別の将来推計結果（総量、全部門合計（産業・廃棄物を含む））



3-1-3 目標設定の考え方および目標値

進捗状況を把握しやすくするため、部門毎の目標設定を行います。部門毎の目標設定にあたっては、産業や経済の拡大・縮小の影響を除くため、各部門も単位あたりの排出量を目標とします。

なお、人口の増減の影響を除くため、本市では、1人あたりの排出量により目標設定を行います。総排出量の目標については、1人あたりの排出量の目標設定に将来推計人口を乗じた値とします。

① 部門別排出量

部門別目標設定の区分、単位および目標値を下記に示します。

なお、産業部門については、市独自のマネジメントが困難な大企業*)とそれ以外の企業とに分け、大企業については、国の目標水準（2020年90年比25%減、2050年90年比80%減）に準ずる設定を、それ以外の企業については、市独自の目標設定を行います。

表 部門別目標設定の区分、単位および目標値

部門		対象	単位	目標	
				2020年	2050年
産業部門	大企業	温対法の対象となる特定排出者	t-CO ₂ （総量）	20%	75%
	その他	その他	t-CO ₂ /製造品出荷額	37%	75%
民生部門	民生家庭部門	本市の市民	t-CO ₂ /人	36%	97%
	民生業務部門	市内事業所	t-CO ₂ /床面積	51%	98%
運輸部門	自動車旅客	本市の市民	t-CO ₂ /人	29%	60%
	自動車貨物	市内事業所	t-CO ₂ /製造品出荷額	41%	70%
廃棄物部門	家庭系	本市の市民	t-CO ₂ /人	21%	71%
	事業系	市内事業所	t-CO ₂ /床面積	48%	81%

② 1人あたりの排出量および総排出量

部門別排出量における目標を達成した場合の、各目標年度の1人あたり排出量および総排出量は、下記の通りとなります。

- 中期目標：1人あたりの排出量 90年比-41%、総排出量 90年比-36%
- 長期目標：1人あたりの排出量 90年比-81%、総排出量 90年比-83%

3-2 地球温暖化対策に関する方針について

3-2-1 基本方針についての考え方

本市の地域特性を踏まえ、茨木市地域エネルギービジョンに掲げた新エネルギー・省エネルギーの導入および普及の基本方針、重点プロジェクトに加え、地域エネルギービジョン策定以後の社会状況の変化を考慮し、本市の方針を次項に示します。

地域特性（地域エネルギービジョンで示したものを含む）

1.本市の環境への取り組み

- ・ 市民主体の環境への取り組みを促進しています。
- ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助や新エネルギー・省エネルギー等設備の率先導入を実施しています。

2.本市の地域特性

- ・ 人口および世帯数が増加し、世帯あたり人口は減少しています。
- ・ 市街化区域が 43%であり、コンパクトなまちづくりに取り組んでいます。また混在型用途地域の合計が 10%未満であり、用途区分を明確です。市街地の拡大を抑えるため、市街化区域を設定した線は隣接市に比べて南にあり、北部は可能な限り保全しています。また、市街地拡大を目的とした市街化調整区域における「地区計画」については原則として使わないこととしています。
- ・ 製造出荷額は近年横ばいであったが 2010 年度は減少しました。事業所数も減少傾向にあります。
- ・ 南部と北部では大きく交通環境が異なり、鉄道駅や国道・高速道路は南部に集中しています。北部は路線バスも少なく、自家用車が主要な交通手段となっています。
- ・ 高速道路の IC があり、物流倉庫が多数立地しています。茨木 IC を含む大山崎 JCT～茨木 IC～吹田 JCT 間は、全国で平日 12 時間交通量の最も多い区間となっています。

3.温室効果ガス排出量

- ・ 現状（2008 年度）総排出量は、90 年比－10%となっています。
- ・ 固有単位あたりの排出量では、産業部門（その他）・民生家庭部門・運輸部門・廃棄物部門（事業系）が増加し、民生業務部門・廃棄物部門（家庭系）では減少しました。

4.新エネルギーの賦存量・利用可能量

- ・ 賦存量は太陽エネルギーが最も多く、利用可能量も太陽エネルギーが最も高い値を示しています。太陽光発電、太陽熱温水システムの積極的な導入が考えられます。

5.アンケート調査

- ・ 市民・事業者アンケートとともに、一定の環境への関心がうかがえる一方で、具体的な次の一歩が困難な状況が見受けられます。市民や事業者の環境活動を促進するには、参加しやすい場の創出が必要です。
- ・ 普及啓発のあり方を変える必要があります。

茨木市地域エネルギービジョンでの基本方針・重点プロジェクト

基本方針

- 1：市民・事業者・市の連携による推進
- 2：低炭素スタイルへの転換
- 3：地域特性を活かした新エネルギーの導入促進
- 4：人と環境にやさしいまちづくりの展開

重点プロジェクト

1. 新エネルギー導入スタイルの発信
2. 多様な主体の協働による新エネルギーの導入
3. 低炭素ライフスタイルの普及
4. コミュニティサイクル事業の普及促進
5. EV・PHV の普及促進
6. マイカー通勤の抑制

※2008 年度のエネルギー消費量の 0.7%相当

+

茨木市地域エネルギービジョン策定以後の社会状況の変化

1. 東日本大震災を契機としたエネルギー問題の顕在化
2. 大規模工場跡地の低炭素まちづくりの動き

3-2-2 本市の地球温暖化対策を考える上での原則

前項での考え方をもとに、本市の地球温暖化対策を考える上での原則を次のように掲げます。また、これらの原則を守りながら「次代の低炭素社会を育むまち 茨木」を実現していきます。

原則1 需要側からの積極的な温暖化対策推進

本市の温室効果ガス排出量を部門別にみると、民生家庭部門、運輸部門（自動車旅客）が1990年以降増加しており、省エネルギーの推進や環境にやさしい交通環境づくりなど低炭素型の生活への転換が必要です。また、今般の東日本大震災を契機としてエネルギー利用について再考する機会となり、各主体が省エネルギーに取り組んだように、需要側からの取組もまだまだあることが分かりました。

そこで、本市では、市民、事業者、行政あらゆる主体が積極的に温暖化対策推進を進めることを基本方針として掲げます。

原則2 多様なくらし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

「低炭素社会」といっても、市民の数だけライフスタイルも異なり、その取組も多種多様となります。地球温暖化対策の視点からは、再生可能エネルギーの導入やエネルギーを熱のまま活用するというのも選択肢のひとつとなるものと考えられます。地球温暖化対策が求められる一方で、都市の活力を高める「なりわい」が維持され、育まれることも重要です。そのため、環境と経済の両者に貢献できる取組を進めることが今後重要であると考えます。

原則3 人にも環境にもやさしい交通システムを取り入れるまち

本市の温室効果ガス排出の特性として、運輸部門（自動車旅客）が増加している点が特徴と言えます。一方で、本市では都市マスタープランで自動車交通から徒歩、自転車、公共交通による人中心の交通体系に転換していく必要性から「人にやさしい交通システムを取り入れるまち」を掲げています。

そこで、3つめの方針として「人にも環境にもやさしい交通システムを取り入れるまち」を掲げます。

原則4 2050年コンパクトシティへのチャレンジ

本計画は、2050年を見据えた長期的な展望を見据えた計画です。また、本市は、古くから出来るだけ市街地の拡大を抑えるという姿勢で都市計画を進め、現在も「無秩序な市街地の拡大を抑制する」という都市づくりプランテーマを掲げ、既成の市街地や施設を活用した「成熟都市」へ都市づくりの視点を転換し、まちづくりに取り組んでいることから、長期的な展望として、「2050年コンパクトシティへのチャレンジ」を掲げます。

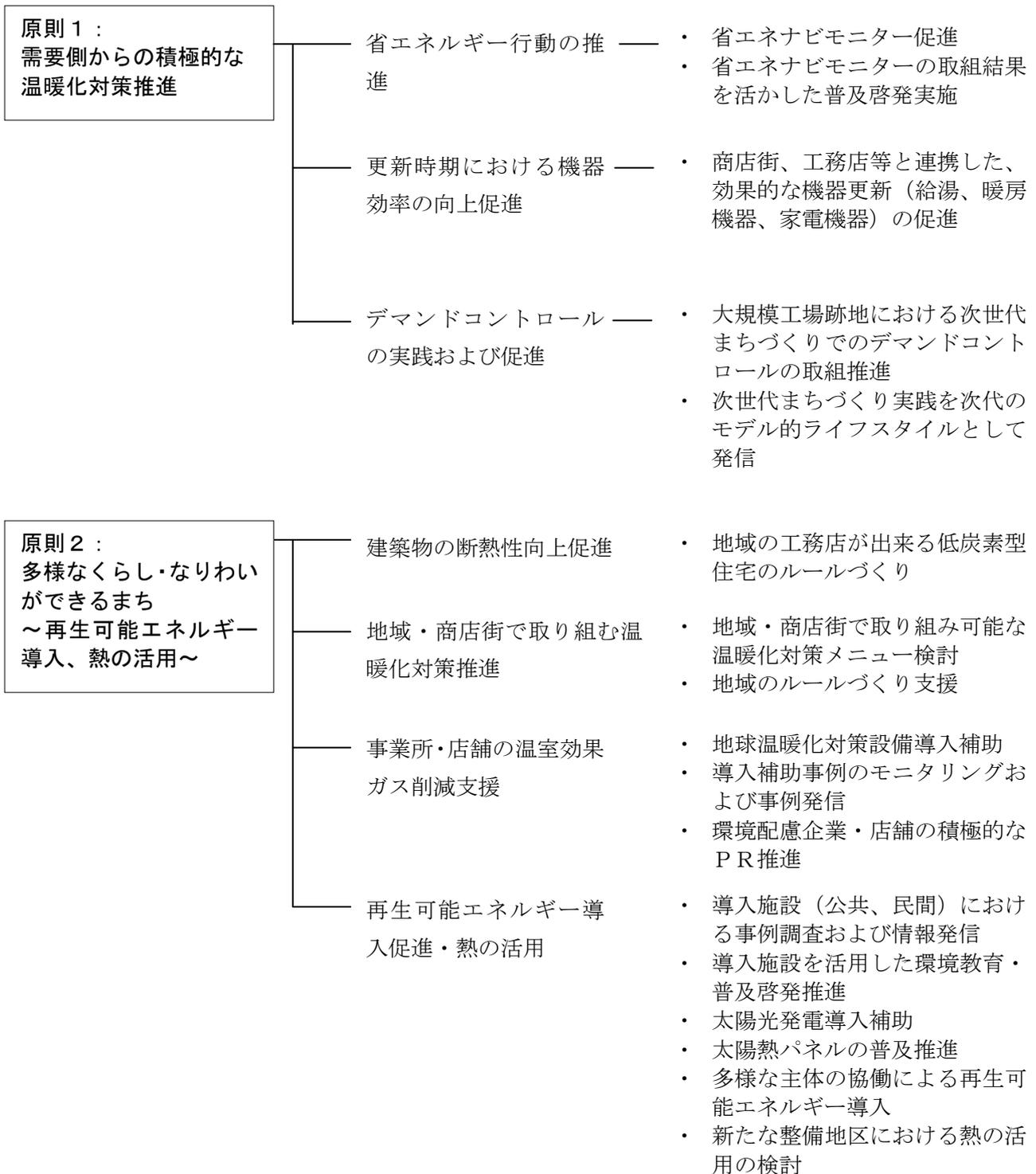


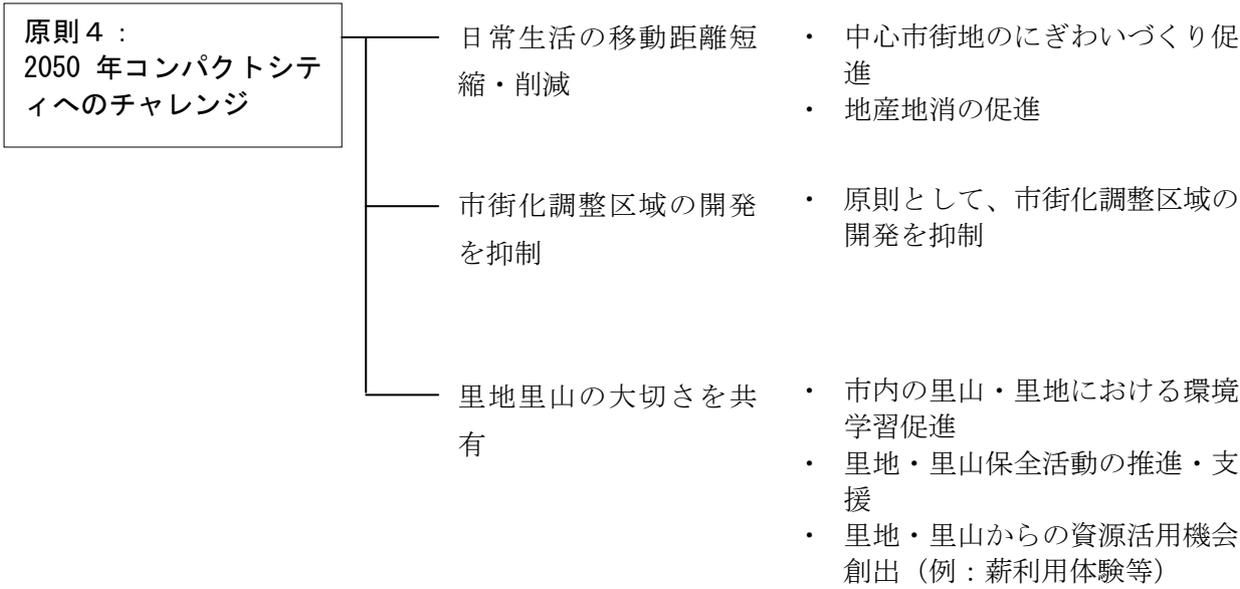
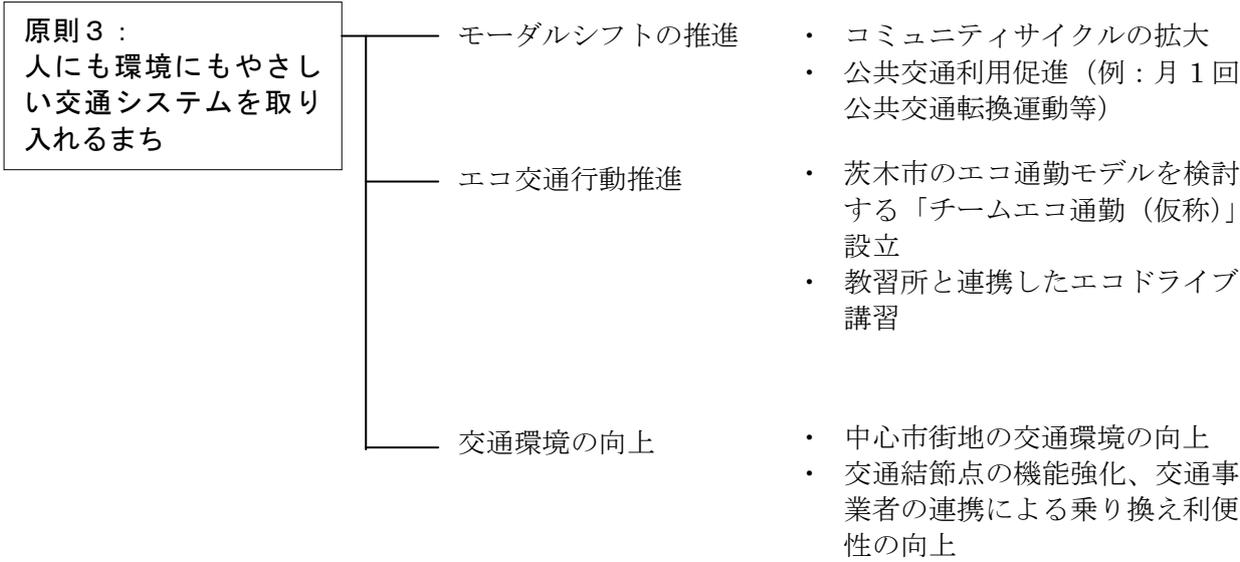
次代の低炭素社会を育むまち 茨木

第4章 本市で展開する地球温暖化対策

4-1 施策及び取組

目標達成のために必要な施策及び取組を下記に示します。なお、施策及び取組は前項に掲げた地球温暖化対策を考える上での原則別に掲載しており、これらは、市民、事業者、本市および国のあらゆる主体が取り組むことをが必要です。





4-2 当面重点的に取り組むこと

4-1 の今後必要な施策・取組の中から、特に当面重点的に取り組むことを下記に示します。当面重点的に取り組むことは、本市のエネルギービジョンの重点プロジェクトに加え、社会情勢の反映、都市計画、産業振興等のまちづくりの分野との連携により下記7のプロジェクトを当面重点的に取り組むこととして掲げます。

1. 低炭素ライフスタイルの普及

【主な取り組み】

- ・省エネモニター促進
- ・省エネモニター結果を活かした普及啓発
- ・大規模工場跡地でのモデル的ライフスタイルの発信
- ・エコドライブの推進

2. コミュニティサイクル・EV・PHVの普及促進

【主な取り組み】

- ・レンタサイクルの促進
- ・EV・PHVの普及促進

3. マイカー通勤の抑制

【主な取り組み】

- ・チームエコ通勤設立、事業者が主体的に展開できるエコ通勤の検討

4. エコ商店街育みプロジェクト

【主な取り組み】

- ・市民がエコショップを審査
- ・商店街で取り組む低炭素メニュー検討

5. 新エネルギー導入スタイルの発信

【主な取り組み】

- ・新エネルギーを導入した暮らし、導入過程の調査
- ・多様な主体の協働による新エネルギーの導入

6. 低炭素型建築物の誘導 ※新

【主な取り組み】

- ・地域の工務店が出来る低炭素型住宅のルールづくり

7. 低炭素型まちづくりへの誘導 ※新

【主な取り組み】

- ・大規模工場跡地における次世代のまちづくりを展開
- ・地域で取り組む低炭素ルールづくり
- ・里地・里山に触れる機会創出

1. 低炭素ライフスタイルの普及

○本市の課題および取組状況

- ・主に、民生家庭部門、運輸部門、民生業務部門での取り組みを推進する。
- ・平成 22 年度より、家庭向けに省エネナビモニター制度を、事業者向けに地球温暖化対策設備導入補助を行っている。

○今後の具体的な取組

- ・省エネナビモニターの継続
- ・省エネナビモニター結果を活かした普及啓発
- ・大規模工場跡地でのモデル的ライフスタイルの発信
- ・教習所と連携したエコドライブの推進

2. コミュニティサイクル・EV・PHVの普及促進

○本市の課題および取組状況

- ・運輸部門の取り組みを推進する。
- ・市内には、現在 897 台のレンタサイクルが設置されており、彩都地域では電動自転車のシェアリング事業も実施されている。
- ・市内には、充電インフラ整備が数カ所（民間）設置されている。

○今後の具体的な取組

- ・レンタサイクル事業展開の情報集約、普及啓発
- ・新たなコミュニティサイクル事業の展開検討
- ・市内駐輪場拡充
- ・EV・PHVの普及啓発
- ・EV・PHVの充電インフラの設置促進
- ・環境イベント等での民間企業等と連携し、EV・PHVの試乗会開催検討
- ・駐車場料金減額等、モーダルシフト優遇策検討

3. マイカー通勤の抑制

○本市の課題および取組状況

- ・運輸部門の取り組みを推進する。
- ・事業所アンケートでは、マイカー通勤抑制の意向がうかがえることから、中小企業への低炭素化推進のきっかけとして。

○今後の具体的な取組

- ・チームエコ通勤設立、事業者が主体的に展開できるエコ通勤の検討
- ・エコ通勤の事例を情報発信

4. エコ商店街育みプロジェクト

○本市の課題および取組状況

- ・民生業務部門の取組を推進
- ・平成 22 年度より、事業者向けに地球温暖化対策設備導入補助を行っている。
- ・平成 22 年度には、商店街内に省エネナビモニターを設置し、普及啓発を図る。

○今後の具体的な取組

- ・茨木市エコショップ認定制度検討
- ・商店街と連携した低炭素型ライフスタイルの発信
- ・中心市街地活性化に寄与するエコ商店街としての発信

5. 新エネルギー導入スタイルの発信

○本市の課題および取組状況

- ・公共施設へは■箇所の太陽光発電を設置、平成 16 年度からは住宅用太陽光発電設置補助を実施。
- ・今後、新エネルギー導入について、裾野を広げるため、普及啓発が必要。
- ・補助等は、限りがあるため、補助以外での新エネルギー導入方策の検討が必要。

○今後の具体的な取組

- ・実態に沿った普及啓発を行うため、住宅用太陽光発電設置者への導入経緯等を調査
- ・導入スタイルとして、調査結果をパッケージ化して情報発信を行う。
- ・情報発信にあたっては、新エネルギー機器販売事業者、施工業者等と連携
- ・住宅用太陽熱利用システム設置補助金の創設を検討
- ・太陽光発電の率先導入を実践
- ・導入施設における環境教育・普及啓発を実施
- ・事業所への導入支援およびその取組を積極的に P R
- ・導入支援に関する資金調達について、市民出資、利子補給等を検討

6. 低炭素型建築物への誘導 ※新

○本市の課題および取組状況

- ・建物に起因するエネルギー消費が多いことから、更新時期における低炭素型建築物への移行を誘導する。

○今後の具体的な取組

- ・地域の工務店が出来る低炭素型住宅のルールづくり

7. 低炭素型まちづくりへの誘導 ※新

○本市の課題および取組状況

- ・「無秩序な市街地の拡大を抑制する」という都市づくりプランテーマによるまちづくり推進
- ・大規模工場跡地における次世代の低炭素まちづくりの動き
- ・茨木の里山を将来にわたって保全するため、平成 17 年度から森林サポーター養成講座を開講。森林整備に必要な講義や現地における実習を 1 年間行い、卒業した修了生は市内のフィールドにて保全活動に従事している。
- ・市民農園を開設し、農業に触れる機会を創出

○今後の具体的な取組

- ・大規模工場跡地における次世代のまちづくりを展開
- ・地域で取り組む低炭素ルールづくり
- ・里山保全、農業等に触れる機会を創出

第5章 推進方策

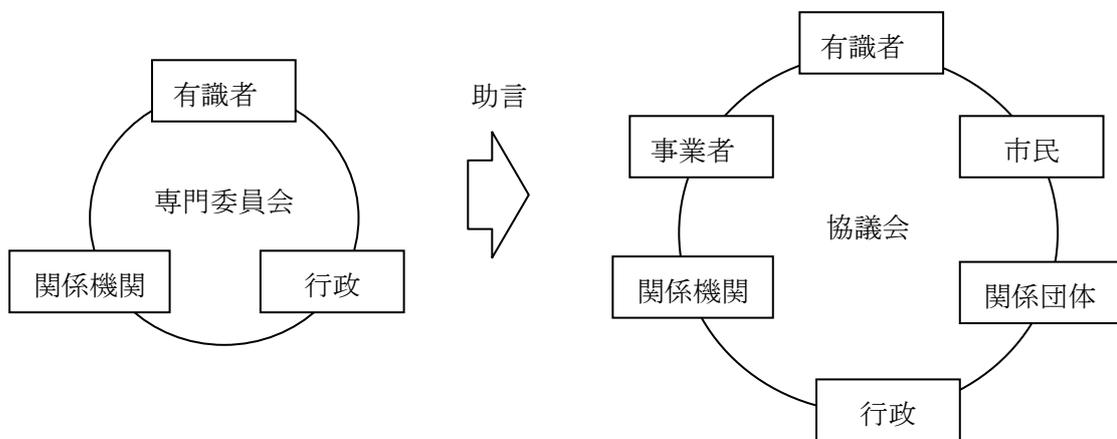
5-1 推進のための仕組み ～市民・事業者との連携体制～

(1) 推進協議会の立ち上げ

本計画を推進するにあたっては、市民・事業者・市がそれぞれ役割と責任を自覚して、積極的に参画し、互いに連携し、協働していくことが重要です。

そこで、市民、事業者、市等のあらゆる主体からなる協議会を設立し、推進していくための協議会を設立します。協議会イメージは下記に示します。また、進行管理にあたって、専門的な立場からアドバイスをいただく専門委員会も立ち上げます。

図 専門委員会、協議会組織イメージ



【役割】

- 専門委員会：指標に基づき、施策等の専門的アドバイスを行う
- 協議会：温暖化対策推進に関わる各主体により構成。
各主体の温暖化対策の活動および今後の方策について持ち寄り、共有・議論。

(2) 年次報告書での情報提供

現在、本市では市域の環境の状況や環境基本計画の推進状況等について、毎年「年次報告書」をとりまとめ、広報誌やホームページ等を通じて情報を提供しています。この「年次報告書」に、重点プロジェクトの取り組み状況や排出量の経年変化について情報提供をしていきます。

5-2 進行管理について

本計画を推進し、「次世代の低炭素社会を育む 茨木市」を着実に実現させるためには、取り組みの進捗状況を把握し、評価するとともに、その評価を市民・事業者・市の取り組みに反映させることが重要です。そこで、環境マネジメントシステムの考え方である PDCA サイクルの手法による進行管理に取り組むこととします。

なお、進行管理については、第3章で設定した目標値（1人あたりの排出量、総排出量、部門別排出量）の経年変化の把握の他に、「次代の低炭素社会を育む 茨木市」の実現を牽引する指標についても評価指標としてその動向を把握します。また、この指標については、専門委員会および協議会からの助言に基づき、必要に応じて、追加をしていきます。

表 評価指標例

原則	評価指標例
1.需要側からの積極的な温暖化対策推進	省エネモニター活用による削減量 (t-CO ₂ /年)
	高効率給湯器の設置台数 (件)
2.多様なくらし・なりわいができるまち～再生可能エネルギー導入、熱の活用～	太陽光発電導入量 (kW) (市補助分)
	低炭素化に取り組んだ地域・商店街の数 (箇所)
3.人にも環境にもやさしい交通システムを取り入れるまち	1人あたり市内の公共交通利用回数 (回/年)
	1人あたりの市内の自家用車の登録台数 (台/人)
	レンタサイクル導入台数 (台)
4.2050年コンパクトシティへのチャレンジ	市街地における人口密度 (人/市街地面積)
	里山保全体験人数 (人/年)
	市民農園入園者数 (人/年)